

第六十五回国会

参議院農林水産委員会會議録第十四号

昭和四十六年五月十一日(火曜日)
午前十時二十五分開会

委員の異動

五月十日

辞任

津島 文治君
片山 武夫君

補欠選任

櫻井 志郎君
向井 長年君

五月十一日

辞任

高橋雄之助君
和田 鶴一君

補欠選任

津島 文治君
青田源太郎君

出席者は左のとおり。

委員長

河口 陽一君

理事

亀井 善彰君

園田 清充君

杉原 一雄君

村田 秀三君

沢田 実君

委員

青田源太郎君

久次米健太郎君

小枝 一雄君

小林 国司君

櫻井 志郎君

鈴木 省吾君

高橋 衛君

津島 文治君

堀本 宜実君

森 八三三君

山下 春江君

川村 清一君

国務大臣

農林 大臣

政府委員

農林政務次官

林野庁長官

水産庁長官

事務局側

常任委員会専門員

北村 暢君

向井 長年君

河田 賢治君

倉石 忠雄君

宮崎 正雄君

松本 守雄君

大和田啓氣君

宮出 秀雄君

本日の會議に付した案件

○国有林野の活用に関する法律案(第六十三回国
会内閣提出、第六十五回国会衆議院送付)

○農林水産政策に関する調査

(林業の振興に関する決議の件)

(北洋漁業問題に関する件)

○委員長(河口陽一君) ただいまから農林水産委
員会を開会いたします。

委員の異動について報告いたします。

昨日、片山武夫君が委員を辞任され、その補欠
として向井長年君が選任されました。

○委員長(河口陽一君) 国有林野の活用に関する
法律案を議題といたします。

前回に引き続きこれより質疑を行ないます。質
疑のある方は順次御発言を願います。

○北村暢君 時間の関係があるそうですから、私
は残った質問一問だけに限って質問を終わりたい
と思いますが、国有林野の活用にかかわる収入金

の問題について若干お尋ねをいたしたいと思いま
す。

今回の法律で売り払い等に対する延納の特約が
定められ、その収入金の使途が第八条で規定され
ているわけですが、こういう類似の規定が
国有林野整備臨時措置法及び保安林整備臨時措置
法等についても、保安林の整備臨時措置法はどう
かですが、国有林野整備臨時措置法でも、延納、
収入金の買入れ等の使途に関する規定があるわ
けなんです、整備臨時措置法はもう廃止になってお
りますが、継続してその実行にあたっては、な
お、延納、収入金の買入れの使途に関する規定
は継続して実施されている。このように思われま
すが、今回においてもこのような同じような規定
が設けられておるようであります。

そこで伺いたいのは、これは延納は二
十五年にわたっておりまうので、その間貨幣価
値の変動等もありまうでしょう。したがって、売り払
いをしたものに見合うものを買入れをするとい
う場合に、この見合う面積を買入れということも將
来できないこともあり得るわけですが、そ
ういう面について運用上どのようにされるのか。
さらにこの現在行なっております保安林整備臨時
措置法に基づく国有林野の買上げも行なっており
ますが、これらのものと、活用法に基づく売り
上げ金の収入の使途というものがどういうふう
に調整されていくのか。この点を運用上どうい
うにされるのか明らかにしていただきたい。希望
としては二十五年間の延納ですから、収入、入
るのを待って買入れをするということになれば、
これは実態に沿わないのじゃないか。したがっ
て、そういうものは予算面の運用で先に立てかえ
るような形になるのでしょうかけれども、買上げ
ることが適当だと思われるものは、二十五年の延
納の完了を待って買上げるということでなし

に、そのつど買上げをやっていくというような
運用をやっているべきでないかと、このように
も思うのですが、この第八条の運用をどのように
いたしますか、さらに保安林整備臨時措置法の民
有林買上げとの調整は一体どうなのか、ここら
辺のところを明らかにしていただきたい。

以上で私の質問を終わります。

○国務大臣(倉石忠雄君) ただいま第八条につ
いてお尋ねがございましたが、国有林野の活用によ
りまして行ないます国有林野の交換、それから売
り払い、所管がえ等によります収入は森林経営の
用に供することが至当であると思っております。国
有林とあわせて経営することを相当いたします
ものの買入れに要する経費、それからこれらの
林野についての林道の開設などの経費の財源に充
てるつもりでございます。

そこで、ただいまお尋ねの後段の点につきま
しては事務当局のほうからお答えをいたします。

○政府委員(松本中雄君) 大臣の答弁されました
のに補足いたしまして御答弁申し上げます。

確かにこれは延納制度、しかも長期の延納でござ
いますから、最初の間は実際に代金が入るの
が、おけると申しますか、少ない状態が考えられま
すが、予算の弾力的な運用を考えまして安定的に
国有林野の買上げを行なっていくという観点か
ら、国有林野事業の収支の状況などを勘案しなが
ら本条の趣旨を尊重するような措置を講じてまい
りたい。一方、いままでも保安林整備臨時措置法
の規定によりまして国有林の保安林を買入れ
ております。その買入れをする際に、第一次的
にはその財源につきましては国有林野事業特別会
計法附則の第五条に規定がございまして、特別会
計財源で買入。しかし、それに不足を生ずる場合に
は一般会計から繰り入れることができるというた
てまえになっておりまして、従来は特別会計その

ものの財源から買入れれておりましたが、将来はそういう方法も検討しなければいけない、このように考えております。

以上で答弁を終わります。

○北村暢君 ちよつと大臣の御答弁の中で、この収入の使途についてはわざわざ修正ができて、追加してこれはできた条文なんです。それで、いま大臣がおっしゃられた中に、国有林と関連して経営することが適当だと思われ、国有林を買ひ上げる財源に充てる、そのほか林道の開設に充てるというようなことを大臣言われたんですけれども、それはそういうふうになっていませんから、御答弁を訂正されたほうがいいんじゃないかと思ひます。

○国務大臣(倉石忠雄君) ただいまお話の第八条の第四号「前各号の買入れ又は交換により取得した森林原野に係る林道の開設」つまりその買った山……

○北村暢君 買った林道の……

○国務大臣(倉石忠雄君) そういう意味でございます。

○北村暢君 ああ、そうですか。

○委員長(河口陽一君) 北村君、よろしいですか。

○北村暢君 けっこうです。

○沢田実君 まず最初に、この国有林野の活用に関する法律案が国会に提案されました経緯について御説明いただきたいと思ひます。

○政府委員(松本守雄君) お答えいたしますが、農業基本法、林業基本法あるいは山村振興法とか、農村地域の整備法とか、そういった農林業の構造改善を進める場合、あるいは地域の振興をはかる場合に、いろいろな事業を進めるという場合に、その土地が国有林に適地があるという際には国有林を活用、提供申し上げようということで、そういう関係からこの法律案を提案を申し上げた次第でございます。

○沢田実君 最近におけるいきさつについてはいまおっしゃったとおりだと思いますが、過去数十

年あるいは百年にわたって運動が展開されております国有林の解放運動、それとこの法案とは関係ないので。

○政府委員(松本守雄君) 国有林は、明治の初めにまず土地官民有区分といふものから起こっております。そのときの考え方は、藩有林とか社寺有林とか、そういうものは国有だと、それからもう一つは所有者のないものは、それも官有林にするんだといふことで区分が進められて、その後、さらに明治十八年からでございますが、地押し調査といふものがありまして、その再調査なども行なわれております。それからさらに三十二年には国有土地森林原野下戻法という、短期間の時限立法でございましたが、そういうことをいたしまして、明治の初めの官民有区分のさらにいろいろトラブルもございましたので、それを手直しする意味でそういう法律をつくりまして、官有地に指定しておいたものも民有地に下げ戻したという経緯がございます。それから戦後におきましては、未墾地とか、農地の所屬がえ、それから国有林野整備臨時措置法とか、町村合併促進法、新市町村建設促進法、そういう幾つかの法律によりまして国有林を民間に市町村に払い下げをいたしております。確かに東北のある地域とか、九州あたりのある地域におきましては、その当時の官民有区分に問題があるといふことで国有地に指定されたものを取り戻そうといふ気持ちもあるようでありまして、一応国有林といたしましてはすでに適正に区分をされました国として認められて何十年やってきたものでありますので、善良な管理をしてまいりましたのでございますが、そういった国有林の再配備とか、官民有区分の手直しとか、そういう考え方はこの活用法案は考えられておりません。

○沢田実君 そうしますと、今度の活用法案は、要するに国有林野の解放運動といふものとは違ふのだと、こういうお話のようでございますが、いまそのいきさつについては一応承りましたけれども、何せ明治の初めのことでございますので、い

わゆる官有、民有の区分に当たって、相当現在から考えればどうかと思ふような方法で区分がきまつたことは容易に想像されます。その結果、現在各県別の国有林の林野率、いわゆる森林の総面積に對して国有林野が占めているパーセントを県別に對してみますと、北海道はじめ東北方面には五〇%以上、青森のごときは六二%というような高率にまいります。特別の、たとえば宮崎の二一%、鹿児島のごときは二七%、高知の二一%を除いてはことごとく一〇%あるいは一〇%以下、はなはだし

いところは山口県の二%、こういうようなことになつておまして、東北方面は半分以上国有地、関西のほうへまいりますと普通一割くらい、あるいは特定のところはわずかに二%の国有林しかないというような分布になつておるわけですが、こういう国有林の分布に對する考慮は必要ないのかどうか、大臣の所信を承りたいと思ひます。

○国務大臣(倉石忠雄君) いまお話のございましたような、国有林の分布状況につきましては歴史的にいろいろな事実があつたようでありまして、私ももといたしましてはこの法律が申し出ておりますような目的で国有林の活用をいたすのでございまして、分布の、国有地の非常に多い地域に對してはやはりその地方の状況に應じてそれなりの措置をとることが必要ではないか、このように考えておるわけでありまして。

○沢田実君 そうしますと、非常に国有地の多い東北、北海道方面においてはたくさん活用をさせ、あるいはまた西のほうにおいてはその資金で国有林野に買取しようといふような考え方に立つて今後この法律を運用されると理解してよろしゅうございませうか。

○国務大臣(倉石忠雄君) 大体まあ、御指摘のようになりますと思ひますが、その地域の状況に應じてはそれぞれ状況に應じて判断をしていかなければならぬと思ふのでありまして、たてまえてはたたいまお話のようないことが重要視されるのではないかと、こう思つております。

○沢田実君 長官にお尋ねしますが、いわゆる国有林野につきましては、国土保全ということが非常に大きな役割になつております。国土保全といふことになりまして、西のほうは二%でよろしい、東北方面は五〇%、六〇%国有地がなければ国土保全ができないといふことはならないわけですが、当然大臣のおっしゃつた基本方針に従つて運営はされると思ひますけれども、片や六〇%、片や二%というようなこと、たいへん開きです。それを今後どんな方法でやりにならうとしていらつしやいますか。

○政府委員(松本守雄君) いま大臣の答弁されました方針に従ひましてこの法案の運用面につきましては、国有林の多い地帯で活用をはかりながら、国有林の少ない地帯のこういった重要水源林地帯の民有林を買ひ上げていくということで運用をしてまいりたいと思つておりますが、当面国有林の再配備といふものを法的にこれを取り上げてやるという考えはございません。一応この活用法案につきましてはそういう考え方で立案されておりますが、運用の面で十分それを満たしてその方向で実施してまいりたい、このように考える次第でございます。

○沢田実君 先ほど長官は、明治の初年からいろいろ問題はあつたけれども、長い間時間を経過してゐることですので、この所有については定着してゐるから善良な管理をしていきたいといううなお話でございましたが、明治の初めにそういう問題がありまして、中間にいろいろなことがございましてけれども、大正十二年の関東大震災で民有を証拠づけるような書類がごとごとく山林局の倉庫において灰になつてしまつたといふようなことを聞いておりますが、そういうことはいかがでしようか。

○政府委員(松本守雄君) 確かに関東大震災のときにたくさん資料を焼失したしておりますが、民有を証拠づけるものを焼失したといふことではなくて官有を証拠づけるものもその中にあつたと思ひますが、いろいろな資料が焼失したといふこと

はあったようでございます。

○沢田実君 それから明治十八年から二十二年に補整調査を行なったというような答弁がいまございましたが、そのときの数字を見てみますと、要するに民有だと主張するそういう申請が全国から二万六千七百五十五件出た、その中で千七百三十二件しか取り上げられなかった、一〇％に足りないというふうなことであったというふうなことが記録に載っておったわけでありませうけれども、そういうふうなことでいわゆる民有官有の区分は正しく補整されたというふうなふうにお考えでししょうか。

○政府委員(松本守雄君) 確かに先生御指摘のようになり二万件ばかり申請がございまして、下げ戻しになりましたのは千七百件、二万に對しましてはごく少数でございましたが、一応このときの処理のしかたは、民有を証するもの、そういう証拠があれば一応それに従ひまして下げ戻しをしたというところで、その証拠のないものが国有として残っておった、下げ戻しをされなかった、このように解釈いたしております。

○沢田実君 特に問題になりますのが東北では青森県で国有林野率が林野庁の調査では六二％になつておりますが、私が見ました本には六七％というふうなことが出ておりますけれども、要するに六、七〇％国有林野になつてゐるわけですか。このうふうな非常に極端に国有林野の多い県があるわけですが、そういう県については特別な配慮をなさるお考えがありますか。

○政府委員(松本守雄君) 特に国有林野率の高い県、青森県もその中の一つでございますが、軒先国有林、そういうものも確かにございまして、そういう地帯におきましては従来からも十分意を配つてきたつもりでございますが、地元の発展のために公用、公共用ないしはその部落の振興のために必要な国有林、それはお貸ししたいとしますし、法律に照らして必要とあれば払い下げもするといふ姿勢は今後も変わりません。この活用法案が通ればなお一そう積極的にかういった地帯の民生安定

のために御協力申し上げるという考え方でございます。

○沢田実君 青森が特にひどいわけですが、その県の中でもまた偏在がございまして、津軽半島の突端の三厩村というのですかね。この村では国有林野が九六％だ。あるいは小泊村というふうなところでは九六％が国有林野だ。ですから民有というものは、村の中のわずかに四％しかないというふうなことが出ておりますが、これではほんとうにどうしようもないような現況だと思ひます。したがつてそういう方々が国有林野の開放を叫ぶのは私は当然じゃないか、こう思うのですが、百年間の歴史を見ても、そういう方々に対してこたえていないということが私は東北における特に国有林の活用等に対するいろいろな運動とか陳情となつてあらわれておると思ひますけれども、その国有林の解放運動と、この活用法案とはあまり深い関係がないということであれば、これは非常に私は運動していらっしゃる方が落胆もなさるだらうし、あるいはまた一歩前進だから、それがまたさらに前進していかうという御決意でやりになるかもしませんが、そういう運動に對してもこたえていない、かういふふうにお考へですが、いかがですか。

○國務大臣(倉石忠雄君) 青森その他特別な事情のあるところがございますことは御指摘のとおりでございますが、政府は今度のこの法律案が成立いたしますならば、基本的にはもちろん、国有財産法であるとか国有林野法との関係法令との関係もございまして、その地域地域の事情に應じてまいり、ただいまいふゆる総合農政等を展開してまいるときでありますので、そういうことについての活用をできるだけ實際に應じたように処置をしてまいりような指導をいたしてまいりたい、このように考へております。

○沢田実君 それで長い間のそういう運動といふことで農林省でも途中でいろいろなお考へをいただいたやうなふうにお考へしますと、墓地とか学校の例を申し上げてみますと、墓地とか

学校については土地をお貸ししようといふことで、その村では国有林を借りたわけですが、その借地料が昭和三十年ごろは百三十三円であつたのが昭和三十六年には一万三千六百六十円と百倍に上つた。これは墓地でございますが、学校については二・八ヘクタール借りておつて、昭和三十六年には年間三千円であつたのが三十八年には十四万円になつた、四十七倍に値上がりしてゐる。その後昭和四十年ごろに学校については地元にお貸し下げをしたといふやうなことになるやうであります。考慮するところおしやいまして、借地料も大体きまつておりましたし、そういう点から考へてみますと、かういふ村に對して土地を貸すといふのも借地料の問題でたいへんな問題は問題にならないやうなかと、こう思うわけですが、その点の配慮はどんなふうになっておりますか。

○政府委員(松本守雄君) いま墓地とか学校用地の貸し付け料のお話がありましたが、一応たてまえといたしましては墓地の場合は無償でお貸しする方法がございまして、

それから学校用地の場合は減額——通例五割減額をいたしましてお貸しをいたしておるわけでありまして、決して高くお貸しをしておるというたてまえではございませんが、ただ逐次、その五割減額といひましても、その近傍の土地を評価いたしまして、その評価額の五割といふことでありますから、近傍の土地がだんだん高くなれば五割減額をいたしましてだんだん高くなるというところであります。時価そのものでやるよりも安くお貸しをするたてまえになつております。いまお話の点はそういう事態をまだ具体的に聞いておりませんので、あとで場所、その他お教えいただければよく調べてみたいと思ひます。

○沢田実君 いまのは小泊村のことです。お調べをいただきたいと思ひます。現在は払い下げになつておるやうでございますけれども、あるいは百倍とか五十倍とかといふやうな借地料の値上げが事実あつたやうに私は本で見えておりますので、御調査をいただきたいと思ひます。長官は時

価でとおっしゃいますけれども、九六％が国有地なんですよ。そういう村ではどうして国有地の時価なんといふことを考へるのですか。

○政府委員(松本守雄君) 小泊とか三厩村等におきましては森林面積の九割が国有林といふことを言われております。確かに森林の場合、国有林の場合、相場といふものはございせん。そこでそういう貸し付けをいたします場合、払い下げをいたします場合、近傍の民有林もございまして、近傍の取り引き実例とか、それから固定資産税評価基準、相続税評価基準といふものを参考に、また第三者の評価を勘案いたしまして決定をするたてまえになつております。決して高く評価することはないはずでございますが、つとめて適正に地元にお貸しを申し上げるという精神で今後も取り扱ひをしたいと思います。

○沢田実君 いま答弁がございましたやうに配慮をお願いいたしますが、東北のほうでは特に明治の初年に朝鮮といふ名をつけられて、そうしてその土地をみな取られてしまつたという気持ちが非常に強いわけですね。實際問題として明治以降を考へてみましても、東北よりも西のほうから國のいろいろな重要な立場に立つて活躍なさつた方が非常に多く出ておりますし、いま申し上げました統計等を見ましても、そういうやうな歴史のあつたことはもう明白に物語つておるやうなふうにお考へられます。

それで昔のことをいろいろ言つてもしやうがありませんが、そういうやうないきさつのあることを十分御考慮なさつてこの活用法案の運用をなさつていただきたいのですが、過去に、もう昭和の時代に入つてからのことなんです、やっぱり青森県で地域振興のための畜産導入、あるいは道路整備等の計画をやつたわけですが、これは先ほど申し上げました九〇％が官有地だといふこと、そういう計画がみな却下されてしまつたといふやうなことが言われておるわけですが、そういうやうな心配は今度の活用法案ではございせんか。

○政府委員(松本守雄君) 地域の振興のために道路をつくる、公共的ないろいろな施設のための敷地が必要であるという場合には、つとめて優先的にそういうところの御要望にこたえるという姿勢をとっておりますし、今度の活用法案が成立をさせていただきましますならば、なお一その考え方を徹底して地元振興のために便宜をはからしていただく、こういうつもりでございます。

○沢田実君 農業構造改善をしようとする地域の中に国有林がある場合には、そうおやりになるのはわかりませんが、農業構造改善をしようとする地域が全部国有林だということの場合にも、御答弁どおりにおやりになりますか。

○政府委員(松本守雄君) そういう場合でも農業構造改善の計画がありますれば、それに沿って御協力を申し上げます。ただ国有林といったしても使命がございまして、そういう使命等との調整をはかりながらつとめて御協力を申し上げます、こういうことでございます。

○沢田実君 使命のことばかりですけれども、村で九〇%国有林だということですから、半分以上いやってたつて使命を果たせないこともない、二%しかないところもあるわけですから、そう考えますと、畜産を導入しようというような場合に積極的に、全部国有林であるけれども県でそういうことを計画すれば、もう農林省としては全面的に協力するというようなことは、法律のほうでは第何条に基づいてそういうことができることになっておりますか。

○政府委員(松本守雄君) 農業構造改善等の場合は第三条の第一項の第一号でございます。

○沢田実君 その点をひとつ十分御考慮の上に運用をいただきたいと思ひます。

時間の都合がありますので簡単に申し上げますが、もう一点お聞きをいたしたいのは、いままで国有地、国有林野で問題になりましたのは、払い下げあるいは交換等による不正事件等が国会で非常に議論されたわけですが、衆議院でも一つ一例をあげて長官が答弁していらつしやいますけれども、

ども、今度のこの法案によれば、そういうような問題は解決できるというふうに理解してよろしゅうございませうか。

○政府委員(松本守雄君) 今回の法案によりまして、国有林野の活用の適正化という趣旨からいたしまして、国有林の払い下げをする、売却をするという場合には用途指定をいたします。用途指定をいたしまして、その指定に違反するという事態が起きますと、それを買い戻し権を發動するという仕組みになっております。従来も用途指定の方法はございましたが、その用途指定も従来五年から七年、十年、いろいろな方法がございましたが、今回は十年以内の用途指定をするということに厳重にいたしましたこと、それから条項にはございせんが、運用の面では、そういう活用をいたしましたものを、台帳をつくりまして、その台帳でチェックをしていく。またその活用を受けた人からは必要な報告を受けて、その活用状態が目的どおり使われておるかどうかというものもたえずチェックをさせていただくというようなことで、しかもそれを契約条項に織り込む。幾つかの、そういう不正というものにもしつながらることがあつたのではこの活用法案が生きてまいりませんので、そういうことのないように適正に実施をしていただくということをつとめてやってまいりたい、このように考えます。

○沢田実君 昭和三十九年の次官通達、あるいは四十二年の長官通達等の内容が法文になつただけのこと、この法律がきまつたといつて、そのことに対する特別な歯どめがあるわけでもない。こういうふうに思ひますが、いかがですか。

○政府委員(松本守雄君) 特に変わった点はございせんが、いま申し上げましたように、この法律では十年以内の用途指定をする。国有財産法とか国有財産特別措置法という場合には五年とか七年とか、せいぜい長くて十年、それぞれ用途あるいはそれを使う人と、相手によりまして規定づけられておりましたが、この法案では一律に、第三条第一項第一号の場合、売り払うというふうな場

合には、十年という規定を設けて、従来よりは用途指定の期間が長くなるということがいえるわけでございます。あとの、通達その他の内容は、特にいま手直しを考へてはおりませんが、四十一年以降問題があらつたので、次官通達、長官通達というもので厳重にいたしておりますので、これをさらに適正に運用をしてみたい、このように考へております。

○沢田実君 用途指定や買い戻しの契約等は、いままでも問題によつてはやつておりました。そうしながら、しかも問題が起きたという前例があるわけですが、その基本になりますのが林野法及び国有財産法ということになりますと、この法律は通達の内容と同じだということでありまして、いまのこの法律ができる前とできてから、私は何らその点については変わりない。私は一にかかつて運用にあると思うのですが、その点はいかがですか。

○政府委員(松本守雄君) いま申し上げましたように、若干の差はありますが、荒筋には特に相違はございせんが、問題はやはり運用が大事だと思ひます。

○沢田実君 その運用に若干のいろいろな問題がありまして、国会で問題になつたようないろいろな事件、事故を起こしたわけでございますので、運用については今後厳格な運用をなさるというふう

に特に希望いたします。

しかし私どもは、先ほど来申し上げておりますように、ほとんどが国有林であつて自分には農耕を営む土地もない、あるいは林業を経営する土地もないという方々が、国有林野を解放しろ、あるいは活用せよという、そういうような希望に対して、私どもは大賛成なんです、そういう運動に対しては今後も大いに御協力をしていきたいと思つております。ただ、いま申し上げましたような、特定の人がこれを悪用して私腹を肥やすというふうなことがあつては断じてならないというところで、私たちは国会で再三いろいろ問題を取り上げてきたわけでございますが、今後運用につ

いては、特にそういう点を厳格にお守りいたしたい、運用していただきたいことを特に希望いたしまして、私の質問を終わりますが、最後に大臣の御所信を承りたいと思ひます。

○国務大臣(倉石忠雄君) ただいま、私どもの国有林を所管いたしておる者にとりまして、きわめて重要なことを御指摘になつたのであります。私も全く同感でございます。そういう趣旨によりまして運営をやってまいりたい、こう思つております。

○向井長年君 非常に私の質問する時間が短時間でございまして、大臣並びに長官は簡単明瞭に答弁をお願いしたいと思ひます。私は、特に国有林野の活用に関する本法案に伴う林野行政全般について質問をいたしたいと思つ次第でございます。

そこで、まずお聞きしたいことは、最近、私有林経営が衰退の度を深めつつある。この原因は那辺にあるのか。また、それに対して、政府としてはどういう措置を今日までとつてきているか。この点をまずお聞きしたいと思ひます。

○政府委員(松本守雄君) 私有林経営が衰退の傾向にある、その原因いかんというところでございまして、それを項目的に申し上げさせていただきます。

第一には、木材価格というものが、外材の影響などを受けて、伸び悩んでおる、林業収入が伸びないということでございます。第二は、今度は生産の面におきまして、労働力が不足をしておる。ひいては労働賃金が上がつてまいるというところで、生産コストが高まつてきておるというようなこと。あと、日本林業が現在、全般的に見て、ことに資源的にまだ整備をされておらないということ。所有が零細である。協業化がまだ進んでおらない。幾つかございまして、私有林衰退のおもな理由は、以上のようなものでございまして、

○向井長年君 それに対して、林野行政としてどういう措置を今日までとつてきておりますか。

○政府委員(松本守雄君) その対策といたしまして、とつてまいりました措置は、まず林業生産基盤の整備ということ、造林の推進と林道の整備と、この二つに重点を置いてまいりました。それから第二には、林業経営構造、これが不備である。その経営構造の体質を改善をしていくということ、構造改善事業というものをやっております。それから、それから森林の計画制度、特に個別林業の場合、施業計画というものを立てさせて、林業百年の計といえますか、何十年かかかる林業を計画的に推進をしてまいりたいということで指導をいたしております。それから労働力対策、林業労働力対策として幾つかの対策を講じております。さらに木材の生産流通、そういう面での対策も推進をいたしております。

以上でございます。

○向井長年君 いま幾つか言われましたこの林道の整備とか、構造改善事業の問題について、今日まで指導されて、実績があがっておりますか。

○政府委員(松本守雄君) 実績といまして、逐次、林道にしまして、造林にしまして、実績はあがっております。林道は、まあ林野庁の立てております計画は、まだその進捗率ははかばかしいものはございせんが、造林につきましては、再造林につきましては、おおむね計画に近い、期待に近いものが実績として示されております。あとございせんが、なお、いまの状態あるいは今後の推移の予測などをいたしますと、いまの林道政策なり、造林政策なりは決して十分とは思っておりません。さらにこれを拡充をいたしまして、日本林業が迎える難局というものを切り抜けるための、両事業をさらに一そう拡充をしていく必要があるものを感じております。

○向井長年君 いま言われた点は、進めなければならぬけれども、まだ不十分である。もちろんこれに対しては、予算化の問題もありましようが、そういう点で、今後の問題にならうかと思ひます。先ほど冒頭に言われました外材の輸入がどんどんふえてきておる、五〇%以上になっておる。これ

に対して今後の見通しといひますか、国内材との問題、需給の見通し、こういう問題については林野当局はどう考えておられますか。またどういふ措置を講じようと思ひますか。

○政府委員(松本守雄君) 外材の關係ですが、四十五年、暦年でございせんが、四十五年の中間発表によりますと、中間といひますか、まだ確定数字ではございせんが、それによりますと、五五%が外材によって占められるようになりそうでありま。そこで将来どうなるかということですが、将来も、ここ当分の間、まだ外材に依存する度合いがなお若干高まる。しかもそれが続くだろうという見通しでございせん。それに対しまして対策として、外材というものが無計画に入つてまいりますと国内林業を圧迫をいたしますので、計画的な円滑な輸入ということをやま業界ぐるみ林野庁も入つて、都道府県も入りまして検討会を実施して、その外材の過剰輸入というものを調整すべく自主的な活動を始めております。逐次その成果もあがりつつある、このように評価をいたしておりますが、いづれにしまして、そういう問題はあります。当面外材にたよるを得ないという実情もあつて、従来はただ買材——外国でつくられた丸太を買つてくるというやり方を、特に東南アジア方面では開発輸入ということまで進めまして、発展途上国に対する技術的な資金的な協力をしながら、あわせて日本国内で不足する木材の輸入ということも考えまして、将来は対処をしてまいりたいと思ひますが、いづれにしろ、基本的には、国内林業を振興するということが大事であると思ひます。

○向井長年君 時間がございせんから先に進みますが、粗放民有林が今日のくらしいあるのか、またそういう粗放民有林の企業育成の方策はどう考えておるか。

○政府委員(松本守雄君) 粗放民有林ということでございますが、これをどのように解釈したらよろしいかわかりませんが、一応これをかつて薪炭林として利用され、現在低位利用の——高度に利

用されておらない低位利用の広葉樹林としてつかみま。場合に一応二十年生以下とか、薪炭林でございせんからそう高給のものはございせん。二十年生以下の天然林がそれに相当するとなれば、それは大体民有林全面積のおおむね三三%くらいでございせん。これは数字で申しますと、五百六十万ヘクタールくらいあるわけですが、そういうものが地理的にも里山近く存在をいたしまして、この開発、高度利用ということが今後の林政上の大きな課題の一つになると思ひます。

○向井長年君 この問題については、これは民有林であるからそのまま放置していけばなかなかこれに対する振興が非常に困難であらう。そうすれば、これに対しては少なくとも林業経営の協業化といひますか、こういう方向で進めなければ非常に困難じゃないか。そういう協業化の制度をつくらなければならぬと思ひますが、その点についてはどう考えておるか。あるいはまた、それについて非常に困難であるとするれば、森林組合等がこれの代行をしてやるという方法もあると思ひますが、この点についてどう指導をされておりますか、また今後どうやっていこうとするか。

○政府委員(松本守雄君) 民有林は確かにそういった低位利用の地帯を相当含んでおります。しかもその所有が零細であるということが多くございせんが、そういうものに対して指導の方法をいたしましては、やはり協業化——協業化による今後の林業経営の推進ということが大事だろうと思ひます。なお言うまでもなく、過疎現象が起つておりますので、不在地主も出てくると思ひます。そういう場合にその協業のいまい手として有力に浮かび上がつてまいりますのが森林組合、そこでその森林組合を強化する必要があるが出てまいりますが、その森林組合をただ制度的に運営を援助することばかりでなしに、実際の森林組合の仕事を一つ一つやる、森林組合のやる仕事を留意してやるということが林政の要諦だろうと思ひます。いま考えておりますのは林業構造改善事業、里山再開発事業、労働力対策事業、いづれも

森林組合をあてにいたしましてその推進をはかつております。そういうことで森林組合の強化を期待いたしておりますが、なお森林組合ばかりでなく部落の協業化、集落の協業化というものを従来ございまして、そういうものに対してもういっただ事業を適用できるように運用を従来もいたしておりますが、今後もそういう方向を並行して考えていかなければいけないだらうと思ひます。

○向井長年君 従来やっていると、おそろく実績があつていないと思ひ、現状は。したがって、これに対しては森林組合が代行できるような法的措置を講じなければならぬのじゃないか、こう思ふわけですが。これに対して法的措置を講ずる考えがあるのかどうか。

○政府委員(松本守雄君) 実はこれは四十五年——六年もそうでございせんが、森林組合の制度的な検討をする必要があるということを痛感いたしまして、予算としてもその調査費をとつておりまして、森林組合問題検討会というのを用意いたしまして、主として外部の学識経験者また森林組合のベテランというものにも参画をしていただきまして、この問題にいま取り組み中でございます。

○向井長年君 それと同時に、先ほど質問しましたところですが、この林道整備の問題でございせんが、先般私はこの問題をとりえて林道法を制定して十分に予算化すべきじゃないかといった意見を言つたのですが、十分検討しませんでしたか。御答でございせんが、その点について今日までどう対処されましたか。

○政府委員(松本守雄君) 林道法はどうされるかという御質問ですが、実は林道法、非常にむづかしい問題がございせん。一方、道路というものは道路法なり道路整備緊急措置法、こういうものもございまして非常にむづかしい点がございせん。と同時に林道法をつくらば予算的に拡充ができるのかという問題には必ずしもならないというように思ひますが、なかなか具体的な期待するような前向

きの案ができないでおるわけですが、いずれにしても林道を整備拡充するというために何らかの制度的な措置を必要とするという考え方もござりますので、いまそういう面での検討も続けておりますが、なかなかむずかしいという問題もござります。

○向井長年君 この民有林の衰退に対する問題の一項として、やはり林道問題の整備が必要であるということが言われているのです。したがって林道法という形においてたゞ法律をつくっただけでなくて、その裏づけとして当然予算が伴わなければならぬわけですが、この点について困難だということは大臣どういふことですか、この衰退に対する一項目としてこれを十分な措置をしなきゃならぬという立場に立って。

○國務大臣(倉石忠雄君) 林政の中で、林政をしつかりさせるもの一つに林道がござりますが、これはいま長官からも申し上げておりますように、私もどなたもいたしましても毎年度予算編成にあたりまして林道の予算の獲得のためには非常な努力をいたしておるわけでありまして、ただいま私もどなたもいたしましては、林野行政なんぞ林野庁のあり方、運営等についていろいろ林政審議会等にもおはかりをいたして検討いたそうとしておるわけでありまして、そういうような場合いたしまして話のございまして、方向をどのようにするべきかというようなことを詰めてまいりたい。林道についての重要性は私も一段と高く評価いたしておるわけでありまして。

○向井長年君 次に、国有林野の事業の範囲の拡大、特に国有林野の問題につきましては技術的の改革策が必要であるということを言われておるのですけれども、この具体化はどのように考えておられますか。

○國務大臣(倉石忠雄君) これは申し上げるまでもなく国有林といふのは一口に言う国有財産でありますというところのほかに、社会的に公共性を私どもは強く考えなければならぬと思っております。

す。一億の国民が生存してまいるためにこの荒廃しやすき国土を守っていくためには林野の行政、ことに森林に対して私どもはこの先祖伝来の貴重な財産を維持確保していくことに全力をあげなければならぬと思っております。そういう立場から考えますと、やはり企業性のほかにいま申し上げましたように、国民全体の公共性を考えるので、これを活用するにいたしたとしてもその目的を阻害されないように注意しながらやってみなければならぬ。したがって、国民休養林であるとか、あるいはいまあ全体立公園の中における林野の保護であるとか、そういうようなことを十分に考えながらやってみなければならぬと思っております。なかなかむずかしい点もあるかと思っておりますが、やはりさりとて外材がいま入っているようなときに、企業的に考えますと、林野のほうはだんだん押されざるを得ない。したがってそういうことについて、たとえいま農林省では全国たしか十カ所に国有林の肉用牛生産育成実験事業をいたしまして、かなり成功いたしております。こういうような自然保護をやりながら、しかも所得のふえる方法というものは、知恵をしぼってやるべきことではないか、さように思っておりますので、先ほど申し上げました本旨をそこなわざる程度にいたして、十分ひとつそういう点で活用できますようにいたしてまいりたい、このように思っております次第であります。

○向井長年君 国有林野事業の、具体的にいうならば恒常的赤字ですね、この恒常的赤字がこのまあいかなければますますふえるであろうということにおいての非常な不安があると思うのです。こういう問題について、これをなくしていくという具体方策があるのかどうか、この点を特に私はお聞きしたいのです、これは長官でけっこうですか。

○國務大臣(倉石忠雄君) 国有林の経営につきまして、四十六年度予算では、初めて五十億の当初予算に赤字を計上いたしておりますことは、先般もど

なたかが御指摘になったとおりでありまして、私どもはそういうことを考慮いたしながら、やはり企業性のほかに、いま申しましたように、国の財産、国民全体の公共性というものを考慮しながら、しかも赤字を解消してまいりたいという重要な任務をわれわれは負うておるわけでございます。したがって、この国有林の経営につきましては、従業員全体が心を一にしてこの経営を、あえて私は独立採算制とまでは申しませんが、やはりある程度の企業性を維持しながらやってみなければならぬ。そのためには格段の努力が必要であると存じますので、ただいま、いまお話のありましたような問題について、私も農林省内部にいたしていろいろ検討いたしまして、その検討いたしたものをもち、林政審議会等にはかりをいたして、御指摘のありましたような問題について真剣に取り組んでまい

○向井長年君 いま大臣が言われましたように、これは赤字解消のためには、少なくとも一つには、やはり国有林の事業の範囲拡大という問題も一つでありまして、あるいは内部にはやはり近代化あるいはまた合理化あるいはこれに対するところのいわゆる生産の向上、こういう問題が私、二つあると思うのです。その点について、特に近代化を進めなければならぬ、あるいはまた生産性を上げなければならぬ、こういう問題について、特に雇用の安定を、それを胸に置きつつ、これを進めなければならぬ、いま大臣も一応労使一致して進めなければならぬ、こういうことが言われておりますが、この点についてどういふ方向で今日まで近代化を進めてまいったのか、あるいは生産性の向上に取り組んできたのか、この点をお聞きしたいと思っております。

○政府委員(松本守雄君) いままでどういふ方向で近代化なり、合理化なりに取り組んできたかというお尋ねでございますが、従来取り組んできたというものは、第一には機械化であろうと思っております。機械化によりまして、生産性の向上、また省力

技術の開発というふうなことになるわけで、かつては伐採をいたします場合に使った手のこが、いまはほとんどが一〇〇％近くチェーンソーにかわっております。能率も上がっております。そういう機械化による開発ということと、それからもう一つは、薬剤による開発も進めてまいりましたが、たゞし二四五丁につきましては問題がありますので、いま中止をしております。薬剤の一つは開発の方法であらうと思っております。もう一つはそういう機械化なり、薬剤その他、各個別作業というものを総合体系化していくという必要があると思っております。林業というものは季節性に左右されるという特徴を持っておりまして、通年、一定の仕事がございせん。雇用に安定するにしましてもその季節性に制約をされるということがございせんので、その季節性を克服するところの技術というものの開発をしながら確立をしていかなきゃならぬ。しかもそれはそういう個別作業の組み合わせというものの必要になってまいります。そういう方向で従来取り組んでまいっておりますが、今後ともさらにそれを徹底をしまして、合理化を進めていかなきゃならぬ。まあ、省力技術という方向は今後の日本林業にとりまして、外国林業と競争するためにはどうしてもいままでの人海戦術を省力という点に向けて検討を進めていかなきゃならぬ、このように考える次第でございます。

○向井長年君 これは検討を進めておる程度ですか。もう取り組んでおるんじゃないんですか。具体的にいま言った近代化なり機械化の方策はとおるんじゃないんですか。まだ検討ですか。

○政府委員(松本守雄君) お答えいたします。取り組んで実施をしておるものもありまして、いま実験中のものもありまして、将来の実験計画にあげておるものもござります。

○向井長年君 私は聞くとところによると機械化の中でスズシシステムというんですか、伐採機ですね、ツリーフェラーとか、電算機とか、こういうものを林野庁は購入されて、そして機械化の方向

に進んでおると、こう私は聞いておるわけなんです。ところが事実上はこれはやられてないし聞くんですが、この点やられないことはどういふことなんですか。相当多額な予算を組んで購入されてこれが実施できないというのではどういふことなんですか。

○政府委員(松本守雄君) スンズシステムといひますのは、わずかの人間で枝払い、玉切りまで全部やってしまう大きな機械であります。それを一台導入をいたしまして、そして沼田の営林署の実験をしましていま帯広営林局に移しておりますが、それが去年の九月だったと思うんですが、その後帯広の現場でさらにテストしてみようというところで送ったのであります。その機械を扱います場合に、やはり労働条件に關係をしましてまいりますので、組合と話し合ひをするということにいたしておりますが、その話し合ひがまとまらないうちに雪が来てしまったというのでこの春まで使われておりませんが、今後雪も解けると思ひますので、組合とも話し合ひをさらに進めて、この機械の持つところの意義というのを認識していただきまして、この機械をさらに実験過程を経ながら早急に実用化していきたい、このように思っております。

○向井長年君 先ほど大臣が言われた国有林の経営に對しての問題は少なくとも労使が一体となつて協力し合はなかならぬ、こういうことが前提であると思うんですよ。したがって少なくともこういう近代化なり、機械化をしようとするならば、まずやはり組合とも話し合つて、そして理解の中から、あるいはまた十分協力を得る中からこういうものを購入してやろうということが本旨じゃないですか。多額の予算を出してこれを購入しておいて、そして組合と話し合ひがつかぬからそのまま置き去りにしたのだというのでは、これは許されぬと思うんですよ。その点本末転倒じゃないですか。大臣いかがですか。特に大臣、労働關係に詳しいのだから、少なくとも労使が一致して生産性を上げようと、あるいは近代化を進めて

いく、機械化もしようと、こういうことが前提で話し合はなかならぬのじゃないか。それをただ組合が了解されない。どういふ形で組合が了解しないのか、もちろん労働条件の問題であると思ひますけれども、そういう問題については私はやはり当局の怠慢じゃないかと思う。やり方が非常にまずいんじゃないか、こう思ひますが、どうなんですか。相当多額なものでしょう、これは。

○政府委員(松本守雄君) まだ、これ大臣に報告しておりますので、私からかわりまして……。この機械は確かに高価なもので、組合と話を付けてから導入をすべきである、組合の協力の上に立つて、そういう労働条件に關係するような機械を入れる場合に考へるべきだというお話でございますが、この機械はスウェーデンの機械でございます。そして、やはり入れてみて実験テストを見せると、日本の山に合ふものか合ふないものか、スウェーデンとも山の状態が違ひますので、テストしてみることがあるということ輸入をした機械でございます。それを沼田の営林署でテストしてみても何と可使えるということ帯広のほうへ移したのでございしますが、いませつかう組合ともこれにつきまして話し合ひを進めておりますので、組合の理解を深めながらこの新鋭機械をテスト実験を経ながら実用化してまいりたい、そういうこととて組合の協力を得せんと、こういう新鋭機械も生じてまいりません。そういう關係もありまうので、今後労働条件などに關しまして組合と話し合ひを詰めるが一日も早くやつてまいりたい、このように思ひます。

○向井長年君 もう一つ、労働問題ですが、常勤性付与等による雇用の安定については、政府の統一見解としては制度化は非常に困難である、こういうふうに言われております。特にこれは衆議院でもそういう発言をされておると思ひますが、しかしながらこの問題については非常にまだあいまいだと思ひます。これは事実やれるのか、やらぬのか、できないとするならばできないということをも明確にすべきであると思ひますが、この点どうで

すか。

○政府委員(松本守雄君) 最近の農山村からの労働力の流出という傾向が高まつておるなりに、国有林野事業といたしましても労働力の質的に優秀な、また量的に適正な、そういうものを確保していく必要がございします。そういうことで労働力を安定させて適正な所遇をはかつていくということをやいま考へておるわけでありまして、なかなかこれとむずかしい問題がございまして、常勤性を付与するということについては、国家公務員の体系にかかわる非常にむずかしい問題だということでもありますが、關係方面ともよく連絡をとりながら慎重に検討していくということで、いま取り組んでおる最中でございます。

○向井長年君 私は四十一年の、いまだくなられておりますが、坂田農林大臣、田中長官時代にこの問題も取り上げてやつたのですが、この直営直用の問題について範圍の拡大をしていくんだという方針が當時言われておつたのです。現在もそういう方向で進んでおられるのですか。特にこの問題については能率性という問題、あるいはまた合理性という問題がまず前提とならなかならぬと、これに對して今後この問題についてはどういふ方向で進もうとおるのか、この問題を明確に答弁願ひたい。

○政府委員(松本守雄君) 直営直用の拡大につきましては、企業的にその運営が合致するといふ必要がございします。そこで能率性とか、また継続性と申しております。そこで一つの山で仕事は何年分もないうと、このころに直営を入れましても、また移動しなかならぬということがありまして、その資源の量が継続しなければいかならぬというところも考へ——これは継続性と申しておりますが、そういう点などを考への上、地元産業、民間の労働事情等の関連を考へましても実施をしております。急激に地元への影響がこないように、しかも直営直用でやるのが能率的である、合理的であるというような場合もございしますし、また、直営直用でやるのが民営——民間でやるのに

比べて能率がどうも芳しくないといふところもございしますので、いませつかうそういうものを調査いたしておりますが、この直営直用、能率性、継続性を考へながら今後でもできる範圍内で進めてまいりたいというのが現時点の考へ方でございます。○向井長年君 先般衆議院で渡辺政府委員が明確に答弁しておるのです。これは出ていますよ、議事録に。能率が実はあがらぬ、これは世間の常識になつてゐると書いてあります。言われたのだから、政府委員が。したがって、この問題については直営直用をふやすようなことは全然考へていませんというふうなもの言ひ方をしているわけですが。したがって、事実上これはどうなんですか、能率があがつてゐるのですか。赤字覚悟じゃないですか。そういう問題についてはまだ検討とか進めるのだとか、そういうことはおかしい。そこで、私は明確にすべきだと思ひます。この問題についてはこのように矛盾するような答弁はおかしいですよ。○政府委員(松本守雄君) 渡辺政務次官が衆議院で答弁されたのは、検討の時期にきてゐるのではありませんかという答弁をされておりますが、確かにそういうことであらうと思ひます。当時と現在は情勢もだいぶ変わつておりますし、それから国有林の経営上の、財政上の状態もだんだん苦しくなつてきておるといふようなことからしても能率性、合理性というものをさらに強調して考へていかなければならぬ。その際に直営直用でやるのが能率的にいはれる場合もございします。また、立木処分その他諸費をやつたほうがいい場合もございします。そういうことで、今後は能率性を前提にしながらそういう問題に取り組んでまいりたい。いませつかう全国的な調査をいたしておりますので、能率的でないものはこれを能率的に考へていく方法、またそれを切りかえていく方法を考へていくことを一応検討の組上にあげておりますので、今後能率性、合理性というものを前提にしながら直営直用を考へてまいりたい、この方向で検討をさせていただきます。

○向井長年君 その問題については、現在の直営直用の問題については、内容を一べん洗い直さなければいけぬ、再検討が必要だということを言われておるわけですよ。これは時点は先般ですよ、まだ。この国会ですよ。したがって、いま長官が言われたことは、これは一応洗い直しをして再検討すると、こういう意味でいま答弁されておるのですか。

○政府委員(松本守雄君) いま全国の直営生産の個所につきまして、全部悉皆で調査を入れております。各種の生産性などの資料をとっておりますし、また、継続性、対地元関係、そういう全部調査をいたしておりますので、その調査の結果によつて検討をしていきたい、このように考えております。

○向井長年君 だからこういうことはこれは確認していいわけですね。内容を一べん洗い直して再検討することが必要だということは確認していいわけですね、長官。

○政府委員(松本守雄君) 各事業別に全部洗い直してありますので、そこで生産性をあげる方法には幾つかあると思いますが、それを直営直用をやめるしかあつた方法はないという場合にはやめることも検討しなければいけません。直営直用でも生産性があがらぬ方法があればそれも考えていかなければならぬ。いろいろ全般的にどうしたらうまくいくのか、経営全体として、国有林野事業全体としての合理性というものを個別の積み上げと同時に、全体の合理性も追求をいたしまして、今後は直営直用の能率的な運営というものに万全を期してまいりたい、このように考えております。

○委員長(河口陽一君) この際、委員の異動について報告いたします。
本日、高橋雄之助君が委員を辞任され、その補欠として津島文治君が選任されました。

○向井長年君 時間もございませぬが、国有林経営の健全な発展をさしていくためには、当然、生産性の向上というものが推し進められなければならぬ。政府はこれに対して今後、林野におきましては二つの組合が現在ございませぬ。この組合に対する基本的姿勢、言うならば生産性の向上に対して、それを推し進めるための協力体制を、今後どう取り組んで対処するつもりなのか。また現在の組合はどういう態度をもつて林野行政について皆さん方いろいろな意見を出しておるのか、この点いかがですか。

○政府委員(松本守雄君) 大臣が先ほどお答えをいたしましたように、国有林としてのいま問題にされておりますこと、検討中でございますが、その検討の結果新しい国有林の運営のしかた、あり方、そういうものも出てまいりますので、その際には組合にもお話をしまして、その理解の上で立つて協力をしていただく。そうしませんが、国有林野事業が、国民の国有林というものに徹するために、国民的な合意を得て合理化をしていくというために、どうしても組合の協力が必要であるということも、組合にはその方法について林野庁の検討の結果が出次第お話をしたい、このように考えております。

○向井長年君 聞くところによると、一方の山林労という組合は生産性向上に積極的に取り組んで、危機打開のための長期ビジョンを出して、そして政府にこれを提言しておるよう聞いておるのです。これに対して政府当局はどう取り組んでおるのか。私はこういう問題については少なくとも民間あるいは国鉄においてもなされておると思ひますけれども、労使協議制と申しますか、そういう問題をもつて、ただ団体交渉だとかそういう問題じゃなくして、企業の発展のためにはあるいは企業の危機打開のためには少なくとも労使協議制という制度をつくって、そしてやはり、常に密接に検討し合うという姿勢がまず必要ではないか。これに対して大臣、どう考えられますか。まず、ビジョンとして提言しておる問題に対してどう取

り組んでおるのか、あわせて今後のいわゆる労使協議制といひますか、そういう問題に対する制度をつくって行なうということについてはどうですか。

○国務大臣(倉石忠雄君) ただいまの国有林の経営内容については、部外の人でも多少研究していらっしゃる方はよくおわかりになっていらっしゃることであります。いわんや、部内に働いていらっしゃる方々がそういうことに気がつくことはよくわかるわけでありまして、私もその一はとして、そういう部内で働いていらっしゃる皆さん方の感じられた意見を十分に承って、そしてそれらを運営の資料にいたしてまいりたいと思っております。

いまお話のございました労使協議制というようなもの、民間ではかなりそういうものもありまゐるが、まだ政府関係機関ではそれほどないようでありまして、もちろんいま御指摘のような部内の御意見を承る機会をつくることはたいへんけっこうだと思ひます。で、私自身が実は林野に働いておられる組合の皆さん方に個人的にときどきお目にかかりまして、そしてぜひ御意見を承っております。そういうことを参考にいたしまして、将来の林野についての考え方をできるだけまいいりたい、こう思つておるわけでありまして、いづれにいたしましても、国民に奉仕する義務を持つておられるのが国家公務員でございますので、国家公務員であることを忘れて国民の期待に反するような運動を展開してまいることになれば、やはり国民全体から指弾されるのでありまして、そういう運動は長続きもいたしませんし、成功もいたしません。したがって私も政府に働いておられますこれらの公務員の諸君は、常識を持ってその公務員たるの身分にふさわしいいろいろな行動をしていただくことが望ましいし、またそういうところのためにわれわれもときどきお話をいたしておる次第でありまして、逐次林野の関係の職員はそういう方向にいつてももらえるようにこちらから手を差し延べておる、こういう次第でございます。

○向井長年君 私の言っているのは、ただ労使が、労働条件とか、そういう問題については別でございませぬけれども、林野の経営、少くとも赤字問題で危機だと思ひますが、これに対しては、やはり当局もあるいはまた組合も協力体制がなければならぬと思うのです。そういうためにやはりそういう問題については政府機関であるうがあるいは国民であるうが、これはお互いがそういう話し合う機会をつくらなければならぬ。それがいわゆる生産性向上を前提とする労使協議制ではないか。これは特に農林大臣そういう点は御理解あると思ひますが、あるいは長官もあつたと思ひますが、それは早急につくって、先ほど言つた機械化の問題にいたしまして、本末転倒にならないような形をとるべきではないか、こういうことを私はいま申し上げた次第です。これは十分ひとつ御検討いただいて、早急にひとつそういう体制をとつてもらうことを希望いたしておきます。

それから最後に、先般も私は質問をいたしましたのですが、十分これは大臣もあるいは長官も意見が一致しておると思ひますけれども、国有林野事業の公益事業は一般会計で負担すべきではないか、こういうことを私が言いましたところが、もつとだというようございまして、これはまだ実は実施されておるようですが、これはどうなんですか。いつごろからやるつもりでおりますか、この問題については。

○国務大臣(倉石忠雄君) 先般も北村さんの御質問にお答えしたかと思ひますが、やはり私もといたしましては、国有林の公共性はもちろん尊重しなければならぬが、それにしても先祖伝来のああいふものをお預かりしておつて、しかも無税で、それでおかつ赤字を出しているというところ、何か私どもとしては欠陥があるのではないかというところを反省せざるを得ないのは当然なことと思ひます。しかしながらやはり一方においては、伐採をいたしましてそれを売却して資金

を得られるように、特別会計でございすからし
てなるべく特別会計の中でまかなえるように努力
すべきであります、それでは間に合わないもの
もございすので、御承知のように石狩川等十大
河川流域におけるいろいろな工事等においては一
般会計で負担してもらっておりませんが、冒頭に
申し上げましたように、公共性を強調いたします
面から私どもとしては、国有林だけが負担するに
ふさわしくないようなものもこれからかなり出
てくると思ひますので、そういう面については一
般会計の御負担を願わなければなりません、そ
ういふ点につきましては、財政当局とも十分協議
の上適切な措置を講じてまいりたい、こう思っ
ております。

○河田賢治君 林政問題については他の同僚議員
の質問でほとんどございすので、時間の関
係もありますので、三つの問題について質問した
いと思ひます。

第一は、国有林の乱伐とか増伐、それに関連
する災害が非常に多発しておるといふ問題です。
御承知のとおり、政府自身が災害の発生を予想し
て、これはちょっと古いのですけれども、予想量
というものは、昭和四十年から四十二年までの林
野庁の調べですけれども、国有地においては大体
五百四十ヘクタールが発生予想量で、これに対
して発生しておるのが二千五百から三千三百とい
ふに相当、大体四倍とか五倍あるいは六倍、こ
ういふふうになつてゐる。また民有林におい
ても、発生予想量が六千三百ヘクタールであるの
が一万四千ヘクタールとかあるいは一万八千とか
いふふうには大体二倍から三倍の発生をしておる
わけですから、こういうふうには非常に林野庁
自身が災害の発生を予測しておる以上に発生して
おる。現実にはまた造林あるいは拡大造林等も予
定よりはほとんど進行しておりません。こういう点
から見て、一体、特に災害といふことは非常に大
きな損害を与えるので、この問題について一応林
野庁の見解を聞きたいと思ひますが、こまかい具
体的な問題は、災害対策の中で問題が出たときに、

また近く委員会もありますからそのときに譲りま
すが、一応基本的な方針をお聞きしたいと思ひま
す。

○政府委員(松本中雄君) いま河田先生からの御
質問で発生予想よりも実際に発生した実績が多い
じゃないかといふことですが、確かに昭和四十
年、四十二年ごろは発生予想量よりは発生量のほ
うが多うございす。しかも、それが四倍とか
五倍とか相当高い数字で実績発生が多うござい
ましたが、最近におきましては、この第三次治山事
業五カ年計画、最近の発生は、これは昭和四十
三、四、五の発生は、これは昭和四十三年
ごろから見てみますと、発生予想量よりも発生
の実績量のほうが少なくなつております。しか
も、発生をいたしましたものを復旧する——これ
は五カ年間でその六〇%を復旧するというのが計
画進捗率になつておりますが、その進捗率もおお
むね計画どおり復旧が実施をされております。以
上でございす。

○河田賢治君 これは農林省の職員の労働組合か
ら出されておる黒書なんです、政府が白書ですか
ら。これにもいろいろ事例がたくさん出ておりま
す。「保安林の指定がずさんで伐採の規制でも予
算を伴う補償、治山施設が十分でないこと、伐
採制限がされていても守られていない(たとえ
ば「特に保安機能の維持、または強化を図る必要
がある森林」は二〇ヘクタールをこえて皆伐でき
ないことになつてゐますが、それが「特に……必
要」という解釈の幅を狭くして、事実上この制限
をこえた伐採をしてゐる)点、伐採後の造林義務
が果たされてゐない」といふことも非常な災害の
原因だといふふうに分析されてゐるわけですから、
その一例として二、三——たくさん問題はあります
けれども、国有林で羽越水害とか新潟の水害等々
ありました、非常にそういう水害に影響を及ぼ
すような乱伐ないしは増伐等が行なわれてゐる。
特に六月、これは昨年ですけれども、「北海道旭
川で、ダム上流の水源地保護保安林内で、高路網
(林道)工事のため、保安林解除の手續もされな
いまま、工事が行なわれてゐる例がわかりまし

た。このことをきつかけにして、北海道で多くの
こうした事例が発生していることが明るみに出ま
した。」「こういうふうな書かれてゐるわけでは
ない、これは書いたのが農林省関係の職員の方です
から、うそや間違いはないと思ひます。

こういうことで、保安林の伐採といふことは、
全くずさんなやり方で行なわれてゐるという事例
としてここにあげられてゐるわけですが、この事
例について私はとやかく、一つ一つこれを問題に
しませんが、一体、こういうような事実があ
ちこちにあるのかどうか、そうしてそれに対して
国有林自身を管理してゐる林野庁がどういふや
り方をして、つまり災害を未然に防ごうとせず、
あるいはきつめて管理上ずさんなやり方がされて
おるか、こういう批判が庁内の人から出てゐるわ
けですからね。この点は私は重大な問題だと
しなくちゃならないと思ひます。

さつきも話がありましたけれども、林野庁のい
ろいろな経営や管理についての、やはり労働組合
なんかも単に労働条件の問題だけでなく管理運
営についても相当こういう人々はこの問題につ
いて関心を持つてゐるわけですね。そうだとす
れば、やはり林野庁や政府当局としてもそういう
問題をいろいろ検討すべき余地があると思ひ
ます。こういう点で実際のこういう事例があ
ちこちにあるわけですが、一体あることを認め
るのかどうか。それからまたそれについての今
後の経営について、こういう問題についても一
応いろいろ庁内の意見を聞く意思があるのかど
うかといふことをお聞きしたいと思ひます。

○政府委員(松本中雄君) お答えをいたします。
保安林解除の手續をしなくともいいという、勘
違いをいたしましたし手續をしないで林道をつ
くた事例は確かにございす。今後そういうこと
のないように、林道をつくる場合にも保安林の解
除手續が要るんだといふことを部内に徹底をさせ
まして、今後そういうことの起こらないようにいた
してまいります。
それから大面積の皆伐についてでございす

が、戦後、戦災復興、日本経済の再建という段階
には外材も入つてまいりませんし、国内で必要と
するところの木材というものを生産してまい
るのでございす、国有林がそれに大きな役割
を果たしたといふことがございまして、率直に申
し上げて、大面積の皆伐が行なわれたことは
確かに認めざるを得ないと思ひます。しかしそれ
も一応経営計画によりまして、将来の生産、保
障に支障のないように、計画的な伐採でござい
ますので乱伐といふことは当たらなないと思ひ
ますが、確かにそういう傾向はございまして、そ
で森林が洪水を防ぐ機能、山くずれを防ぐ機能とい
うものにも限界がございまして森林が万端では
ございせんといふことがいえるにいたしまして
も、山の取り扱ひをもつときこまかくやる必要
があるといふようなことからいたしまして、いま
国有林ではその大面積の皆伐なりその伐採方法
なりをもう少し自然の力を生かした、自然法則に
マッチしたような考え方を取り入れまして、きめ
こまかいやり方をひとつ再検討しようと思ひ
かといふことで、いまその検討に取りかかつて
おります。

それから庁内の意見を聞くことにつ
きましては、今後も、いまも御答弁申し上げたよ
うに、職員なり労働組合なりの意見もお伺い
いたしますし、今後さつそく取り組まなければい
けない国有林の大きな改革といひます、合理化、
そういうものにつぎまして当局が成案を得次第、
これも組合のほうにお話をしまして理解を深め
まいるといふ姿勢を今後とも続けてまいるつも
りでございす。

○河田賢治君 いずれにしましても、四十年以降
でも相当山地災害の被害があつてゐる国有地
の災害で見舞い金も出されておる。そういうこと
も多発しておりますので、今後この点は慎重に
研究を怠らないようにしてまいりたいと思ひ
ます。
次に第二の問題ですが、今度の活用の法案につ

いての第五条の第二項に買い戻し期間を当該売り払いの日から十年を経過する日までを期間とするという買い戻しの特約をつけるということになっております。この問題についてかつて、これは林野庁ではありませぬけれども、これは農地局で、国有農地が福井県で、すでに六十年前に旧地主と旧町長が六千坪の国有農地を払い下げたというところで農地を払い下げる手続をしたわけなんですけれども、実際には払い下げの用途指定に反してちっとも町の買収に応じないというようなことがあった。用途指定は五年ですけれども五年すればた取りになってしまっているのです、あの安い国有農地が。

そういうことが現に起こりまして、ことしの国会で私が質問主意書を出し、また農林水産委員会でもこの問題を取り上げたことがあるわけですが、非常に今日やはり官僚のやる仕事というものはルーズなところがずいぶんあるわけなんです。売り払いをしても実際にそれが用途指定どおりに使われておるかどうかということも何一つ検査されてない、五年間の間、ほとんどそういうようなずさんなやり方では、これを売り払いして買い戻ししてもほんとうに用途どおりになっているかどうか、用途どおりになっているというふうな報告がいけばオーライということになって、これはもうそのままするべつたりになる。悪徳な観光資本やなんかこういうことをよくやりがちなんです、あるいは町のボスとか。実際に農業を営営するとか山林を営営するとうまいじめな人は別として、そうでない者はこういうものを非常に悪用するわけですね。そういう点からこの用途指定にからまる問題をどうような方法でこれをきちんと点検されるか、そういう規定がどこに設けられておるか、その点をお聞きしたいと思っております。

○政府委員(松本中雄君) この法律の条文では十年を最高限にいたしておりますが、ただ延べ払いといいますが、支払いを延期すると二十五年以内、その場合には二十五年間ということになります。

すが、そういった用途指定をいたしますが、さらに用途指定をした場合にはこれは運用面でやることにしておりますが、毎年一回程度実地調査を行ない、また相手方に対しましては毎年一回ないし必要があると思われるときは随時その売り払った土地の利用状況について報告をしていただくというところで、これらの措置によって相手方の用途指定義務の履行状況を把握をする、用途指定違反を未然に防止するということがつとめられるつもりであります。それから用途指定の義務の違反をした事実が確認された場合にはすみやかに次のような措置をとるということで相当の期間を定めて用途指定の履行を請求する、あわせて一定の違約金を徴収する。次に、その期間内に履行をしないときは、原則として買い戻しの特約をした財産については買い戻す、貸し付け財産等買い戻しの特約を付していない財産については契約の解除をする。なお買い戻しの特約については、登記をいたしまして、売り払った土地が転売された場合にも買い戻しの特約の発動をするというふうなことで、厳重に適正な活用をはかる仕組みを考えておるのでございます。

○河田賢治君 まあ十年というのはいわけゆる民法上の規定でどうにもならぬと思ふんです。十年ぐらいうぐたつちやうわけですね。今度、たとえば高速道路が中国あたりはわりあい山の中を通る、あるいはこれから東北とか、こういう高速道路ができれば非常に便利になるわけですね、別荘地をつくるのと、いろいろ山を転用する。そういうことがこれまでもありました。ですから、本来ならば十年たつてもそういうものにはほんとうに転用してしまえば取ってしまうという心がけがなければ、これは私はいけないと思ふんですが、まあいづれこういう問題についてはあらためて何らかの措置を講じるような新しい立法などはやらなければならぬと思ふんですが、とにかく運用にあたつては、いろいろと今日までいわけゆる黒い霧といわれたようなこと、あるいはその他がございましたが、十年ぐらいいいことは辛抱して、土地が今後値上がりをするというふうなことが見込まれるとこ

ろは、うまいぐあいにそういういろいろな関係で国有地の活用という名目のもとに悪徳業者なんかは活躍する余地があると思ふんですね。そういう点は十分今後実際の中で検討し、また十分留意してもらいたい、こう思うわけですね。

第三の問題は白ろう病の問題です。これは私がかつて昭和四十四年の四月二十五日の参議院の農林水産委員会、これは参考人がこられて、そのときに答弁もあり、それ以後この問題に対する関心を持っているわけですが、政府のはうの発表では、御承知のように、これは四十四年までしか出ていないわけですね、まあ四十四年の白書です。しかし四十四年を見ましても非常に白ろう病は——四十四年には九人が四十四年には五百五十八人、前年に比べても大体三倍の増大をしているわけですね。前年が百七十二人ですから、四十四年五百五十八人となりますと約三倍、こういうふうな非常に、しかもこれは国有林の患者なんです。これについてチェーンソーや刈り払い機等が原因でこのように増加したと、このため今後機械の改良とか操作時間の規制とか、あるいは防音、防音の予防対策を一段と進める、そして治療の研究も進めたいということを白書の中でも述べられておるんですが、これはどの程度まで、この問題が機械の改良や操作時間の規制あるいは防音、防音等の予防対策というのが進んでおるか、若干わかりましたらこの点をお聞かせ願いたいと思ふます。

○政府委員(松本中雄君) 白ろう病に対する対策といたしまして、機械の操作時間の規制をいたしまして、これはもうすでに全営林局、全営林署の現地におきましても、幾つかの場合を除きまして、全部組合と話し合ひがつかまして、万全の実施体制に入っております。その残っておりますものも近くこれは話し合ひがついて実施体制に入れるはずであります。それから振動機械の範囲とか振動機械としない機械の導入状況でございますが、それはたとえばチェーンソー・アームスタンダード——チェーンソーに腕のスタンドをつけるというものは、これは百二十八台、もうすでに導入済

みであります。それから両持ち式チェーンソー、これも三百七十七台導入済みでございます。合計いたしましてチェーンソー関係は六百七十七台が入っております。それから造林事業関係でも電動刈り払い機というものが千三百ばかりすでに導入済みでありまして、そういった振動の少ない機械と逐次入れかえております。それからさらに機械そのものにつきまして、いま労働組合と協議中のものが六機種ございまして、そういうものも協議が済み次第導入する計画でございます。それからこれはチェーンソーでございますが、全部で四千三百台導入見込みとして考えておりますが、すでに四十五年度六百台、四十六年度二千七百台導入を終わらせて、さらにその残りを四十七年度の前半には導入してしまおうということで、逐次導入いたしております。

○河田賢治君 あのとときに関西医科大学の助教授の細川さんが、ソ連や東ドイツを見て回ったが、そういうところの機械はかなり負担がかからない、手にそれほどの振動がかからないような機械がくふうされておる。わが国では主としてメーカー、そういうところだけが述べておるから、あまり労働者に負担をかけないような機械をつくっていないというところが述べられておるわけですね。これは機械がだんだん改善されれば労働者に対する負担は少なくなると思ふますが、こういう問題について、いづれ当局も考えておられると思ふますが、これとともに民間ですら相当の病人が出ておりますが、民間などについては、一応こうとりになっておられますか、そうしてまた地方自治体などの程度こういう問題について彼らに対する援助の手を差し伸べておるか、そういう問題を、一応資料をお持ちでしたら概括的に述べていただきたいと思ふんです。

○政府委員(松本中雄君) 民間の白ろう病の患者の数につきまして、労働省の調査によりますと、業務上災害の認定を受けて補償を継続中の者は、

四十五年九月末現在で八十九人でございます。民有林の労働者に対しては、労働省の指導基準を順守するように都道府県及び林業労働災害防止協会などを通じて徹底をはかるよう指導しておりますが、防護装置等の機械の助成及び関係者に対する啓蒙指導というものは、極力その方向で指導しております。

○河田賢治君 認定されたのが八十九人というのは、非常に少ないと思うんですよ。おそらくあつても届かないとか、そういうことですね。現に細川さん自身が四国では六八%の人が白ろうの症状を出してある、八五%の人がしびれを起こしておる、こういうふうになられておる。ですから半分以上の方が白ろう症状を起こしており、そうしてまたたくさんの方々は、ほとんど大部分が何らかのしびれを起こすというふうな、こういう状態になつておる。特に医療問題では労災認定というものは非常にやかましい。だから労働省の認定は非常にきびしいわけですね。だからなかなか白ろう病として認定しない場合がたくさんあるわけですね。こういうことは地方でもいろいろ問題がありますから、とにかく八十九人というふうなことはおそらく問題外だと思つておる。京都府がこの前白ろう病の、四十四年から三つの町々で山林労働者を全部診察をしたことがあります。そのときもやはり大体二〇%が要治療者だ、もちろんこれは直ちに入院しなきゃならぬという人ではありませんが、二割がこういうふうな要治療者だと言われているんですね。ここでは、いろいろ府立大学や京都大学の専門家を集めて、それからまた医療機関を集めて、毎年診療をするとかあるいはまた診療に来た人に対する応急の措置をとる、こういうこともやられているわけですね。

だから、地方自治体も公共的なやはり林業を持っていますからね、若干。それからまた市町村も持っていますし、それからまた一般民間の林業に対しても、労働者の労働条件は、今日御承知のとおり、なかなか山村地域の労働条件というのはあまりよくありません、傾向としては。

だからこういう点から国も林業だけでなく、民有林とともに民間の林業に働く従事者、労働者のこういうような問題については、特に命にかかわる問題ですから、こういう点は民有林をあなた方は指導しておられるわけですから、したがって地方自治体を通じて、もっと調査材料を集め、いいところの結果はどんどん下へおろして、すべての地方自治体がなければならぬ財政ではあつても、こういう命と健康を守るといふ点から、やはりそういうことを進めるように行政指導が必要じゃないかと思つておる。こういう点で、今後この問題は労働者の問題だから労働省というのじゃなくて、林業はやはり林業をやっている経営主と、またそこに働く労働者の問題、こういうものが一体としてつかまれて、そして民主的な雇用条件なんかもつくりに上げていかないと、林業地帯の私はうまく経営が全体としてできないというふうに考えるわけですね。この点について、したがって地方自治体に対する今後の行政指導、特に民有林なんかの労働者の、それからまたこれらの病気を直すいろいろな機関の問題ですね、予防あるいは治療の問題、こういう問題について一そうの検討をしてもらいたいと思つておる。この点について。

○政府委員(松本中雄君) いま民間の林業労働者のレイノ現象についての御指摘がございまして、確かに民間におきましては、国有林に比べますと、振動障害を訴える人も、訴えたあと認定をされた数も少のうございまして。その少ないのは、調査に漏れている、申し出ないものも確かにあるうと思つておる。それからもう一つは民間の林業労働の場合に、一日じゅう朝から晩までチェーンソーを持つというのが少なくない、いろいろな作業を組み合わせてやっているもので、国有林よりもレイノ現象の発生が少くないというところは、たしかある程度は言えると思つておる。いづれにしても、民間の林業で働く労働者のそういう障害といふものに付きましては、労働省が主管庁ではございますが、林野庁としても、林業発展の、また地域振興のためにも関係省庁と連絡をとりながら、その発生防止対策に今後とも取り組んでいくつもりでございまして。

○委員長(河口陽一君) 速記をとめて。
〔速記中止〕
○委員長(河口陽一君) 速記を起こして。
他に御発言もなければ質疑は尽きたものと認めて御異議ございせんか。
〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員(河田賢治君) 御異議ないと認めます。それではこれより討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べをお願いします。
○河田賢治君 私は日本共産党を代表して、国有林野活用法案に対し、反対の討論を行ないます。わが党は、多くの中小山村農民が山林の所有と利用から、不当に締め出されている現実をいささかも軽視するものではありません。のみならず、不徹底な農地改革で未解放のまま温存され、今日なお、農山村における封建的、反動的な支配のささえとなつておる大山林地主の私有林をはじめ、国有、公有林の農用適地を、土地を求めておる中小零細農民の生業安定のために、積極的に解放し、国の費用で開墾し、安く払い下げることを一貫して要求してきたのであります。こうした最も切実で、民主的な農山村中小零細農民の土地要求にこたえず、農地法の未墾地買収、売り渡し制度の活用さえ、事実上放棄し続けてきたのが歴代自民党政府にはかならなかつたことを、まず最初に指摘しないわけにはいかないのであります。

第一に、活用の対象が、政府・自民党の総合農政に沿った構造改善事業を推進する一定規模以上の農民層に限定され、切実な土地要求を持ちながらも、長期の出かせぎと離農に追い込まれている多くの零細農民の土地要求を引き続き締め出している点であります。

第二に、払い下げの対象、活用方法、払い下げ後の不適正な活用に対する監視、規制など、きわめて抽象的な規定にとどめられ、政治的圧力で今後、どのようにもゆがめられる政令にゆだねられている点であります。これは過去の多くの実例が示すように、国有林活用を利用した大山林地主、親光・宅地開発資本などの暗躍、利権的策動を今後一そう強めさせずにはおかぬものであります。

この歴史的事実に照らしても、今回、自民党政府が執拗に成立をはかつてきた本法案が、決して山村農民の民主的な土地要求にこたえようとするものでないことは明白であります。しかも、大幅な米生産調整の押しつけと価格保障制度の後退、自由化強行という過酷な総合農政のもとで、既耕地の大幅壊廃さえ余儀なくされている今日、国有林野の農業的利用の条件は、もはや大きく奪われているのであります。

さらに本法案は、次の点からも、国有林の農民の、民主的解放をそこなう問題点を持つものであります。
〔賛成者挙手〕
○委員長(河田賢治君) 他に御意見もないようです。討論は終局したものと認めて御異議ございせんか。
〔異議なし〕と呼ぶ者あり
○委員長(河田賢治君) 御異議ないと認めます。それではこれより採決に入ります。国有林野の活用に関する法律案の問題に供します。本案に賛成の方の挙手を願います。

○委員長(河口陽一君) 多数と認めます。よって、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

杉原一雄君から発言を求められておりますので、これを許します。杉原一雄君。

○杉原一雄君 私は、たゞいま可決されました国有林野の活用に関する法律案に対し、自由民主党、日本社会党、公明党、民社党、四党の共同提案にかかる附帯決議案を提出いたします。案文を朗読いたします。

国有林野の活用に関する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、本法の適正かつ円滑な運用と国有林野事業の使命の達成を図るため、左記事項の実現に努めるべきである。

記

一、最近における社会経済情勢及び林業の動向に即応して速かに国有林野事業の体制の整備を期し、国土保全その他国有林野事業の使命達成との調整を図りつつ国有林野の適正な活用を図ること。

二、国有林野の活用にあつては、活用に関する基本方針は林政審議会の意見を聞いて決定し、活用の対象、相手方等の審査の公正を期し、林業のための活用は協業体を相手方とする部分林契約、共同利用の採草放牧のための活用は貸付けによることを原則とし買戻しの特約はその旨を登記する等、活用の目的を十全ならしめるよう措置すること。

三、国有林野事業の運営にあつては、森林生産力の一その増強を図り、国土保全、水源かん養、大気浄化等の公益的機能の充実に努めること。また、国民の保健休養、自然保護等のため必要な国有林野は活用の対象から除外するとともに、活用に係る収入について、とくに第八条の趣旨を生かすよう配慮すること。

四、国有林野の活用の効果を発揚するため、活用後の指導助言に万全を期するとともに、当

該地域の民有林野を含めた国土の高度利用が促進されるよう努めること。
右決議する。

以上でございます。

○委員長(河口陽一君) おはかりいたします。

杉原君提出の附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(河口陽一君) 全会一致と認めます。よって、杉原君提出の附帯決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、倉石農林大臣から発言を求められておりますので、これを許します。倉石農林大臣。

○国務大臣(倉石忠雄君) ただいまの御決議につきましては、その趣旨を尊重いたしまして、慎重に対処したい所存でございます。

○委員長(河口陽一君) なお審査報告書の作成につきましても、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(河口陽一君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(河口陽一君) この際、林業の振興に関する決議案を議題といたします。

本決議案については、理事会において協議いたしました結果、案文がまとまりましたので、私から便宜提案いたします。案文を朗読いたします。

林業の振興に関する決議(案)

わが国の林業は、労働力のひつ迫、木材需要の外材への傾斜とこれに伴う木材流通機構の変動等による国産材価格の停滞、奥地化や低質広葉樹材の低価格等による拡大造林の困難性の増大、森林の資源的制約など、きわめてきびしい条件におかれ、伐採、造林とも停滞を続けている。他方、外材の輸入額は原油について第二位

となり、増大する需要を今後すべて輸入に依存することは早晚諸種の障害を生起せしめるであらう。また、国民の消費水準の上昇や都市化の進行に伴い、国土保全、水資源かん養に加え、とくに大気浄化、国民の保健休養、自然保護などの森林のもつ公益的機能の重要性が飛躍的に高まる傾向にある。

よって政府は、これらの事態に対処して、林業の振興と森林の公益的機能の充実に努めるため、左記事項の実現に努めるべきである。

記

一、森林資源に関する基本計画及び重要林産物の需給の長期見通しは、国土保全、水資源確保、大気浄化など森林機能の充実と林業生産の飛躍的な拡大ならびに森林資源の充実のための林政の指針としての役割をもつよう改訂するとともに、その実現を期すること。

二、造林不振の現状を克服するため、民有林対策として、造林の拡大と造林内容の充実を図ること。このため、市町村の所有する公有林野及び中小林家所有の私有林の高度利用を目的とした「国が行なう民有林野の分取造林等に関する制度的措置」を検討し、その実現に努めること。

三、伐採、造林、山村振興などのため、国土保全、自然保護に留意し地元住民の意向を尊重しつつ林道網の計画的な整備を急ぐとともに、公共性の大きい林道の高率国庫負担などに、林道制度の充実を期すること。

四、国内需要の過半を占め、当面さらに累増する傾向にある外材の進出に対処して、長期的な観点に立つた外材輸入の適正な調整措置を講ずるとともに、外材に対する輸入課徴金制度もあわせて検討すること。

五、林業労働者の確保を図るため、雇用の安定、労働条件の改善、労働基準法及び各種社会保険の適用ならびに労働災害及び職業病の絶滅について特段の措置を講ずること。

また、国有林野事業の基幹労働者については、常勤職員の雇用条件との均衡を配慮して処遇の改善に特段の措置を講ずること。

六、森林の公益的機能を維持充実するため、森林生態に即した林業経営技術の開発普及、自然破壊、林地荒廃、山地災害等を誘発する施業方法などの規制、安全性に疑問のある薬剤散布の禁止など所要の措置を講ずること。

七、以上の諸施策を実現し、国有林野事業の使命の十全を期するため、一般会計から国有林野事業特別会計への繰入れその他、必要な予算的資金の措置の拡充を期すること。

右決議する。

それではおはかりしますが、林業の振興に関する決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(河口陽一君) 全会一致と認めます。よって、本決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、倉石農林大臣から発言を求められておりますので、これを許します。

○国務大臣(倉石忠雄君) ただいま決議されました事項につきましては、政府といたしましてはその決議の趣旨を尊重いたしまして、努力してまい

る所存でございます。

○委員長(河口陽一君) 次に、農林水産政策に関する調査を議題といたします。

北洋漁業問題に関する件について質疑の申し出がありますので、これを許します。川村君。

○川村清一君 大臣が御退席になるようで、時間がごくわずかでございますので、したがって大事な問題だけ端的にお尋ねいたしますから、大臣から率直なかつ明確な御答弁を承りたいと存じます。

まず第一にお聞きいたしますことは、本年の日ソ漁業交渉は、いまだかつてないきびしい規制措置をとることによって合意を結したわけでありま

す。とりわけ北洋ニシン漁業については、抱卵ニシンは全面禁漁という予想もしない規制措置をとることになりました。その結果、すでに多額の投資をして着業準備を整えて出漁を待っていたニシン漁業者とその乗組員はもちろん、ニシンの加工によって生計を立てている加工業者、それに働く労働者並びにその他関連産業に対して致命的な損害を与えました。その責任はすべて政府にあると言っても決して過言でない私は思いますが、政府は一体この責任を感じておられるかどうか、率直にひとつ大臣から見解をお述べいただきたいと思ひます。

○国務大臣(倉石忠雄君) 今回の日ソ漁業条約に基づく協定は御存じのように、ニシンにつきまして非常にきびしいことになりました。これはまさに私ども遺憾至極に存する次第でございます。ただし、責任と申しましてこれは両国の交渉の結果でございますので、はなはだ残念であります。今年はやむを得ない。そこで、これから将来にわたってどういふふうに対処してまいるかという点を十分に検討いたし、来年からに対処していかなければならないと、こう思っております。

○川村清一君 まあ両国の交渉の結果こうなつたことであり、本年はやむを得ないという御答弁であります。しかし、この日ソ交渉というのは一つの外交折衝であります。ことしの日ソ交渉は一体どういふような結果を生むだろうと、どういふようなことが問題になるだろうといったような見通しもなく、今年度のニシンの着業については何らの行政指導もしないままに今日のような事態を招いた政府は、当然その責任は政府が感じなければならぬと私は思ふわけであります。したがって現在政府としては、その責任感の上に立つて、具体的にこの損害を受けたニシン業者なり加工業者なりに対して措置をとらうとされておるか、この点をひとつはっきりさせていただきたいと思ひます。

○国務大臣(倉石忠雄君) 先日、ニシンをとっておられる多くの方々に私が直接お目にかかりまして、それぞれいろいろの事情の御陳情をわりあい長時間承つております。これは北海道の方もあり、ほかの県の方もありますが、そこで本年はやはり、川村さん御存じのように、いろいろな準備をされた方もあります。それからまた、もう出漁まじかであるということで、労働力の手配なども済んだところもありましようし、種々たいへんいろいろな意味で御迷惑がかつておるだらうと思つておりますので、そういうことについて、たゞいま政府内部ではどういふ状態であるかということとを逐一実態に即して調査いたしておりますので、それに対する対策は今週中に決定をいたして、対処いたしてまいりたい、このように努力しておる最中でありま。

○川村清一君 新聞報道によりますれば、佐藤総理大臣は閣議において早急に救済策を検討するようにと指示された、こう伝えられております。さらに保利官房長官は記者会見で、着業資金に対する補償は休漁によつて生ずる損害に対しても補償するよう政府は検討しておる、こう語っております。与党の自民党におきましても田中幹事長、鈴木総務会長は、保利官房長官と同様の内容を持った話を記者会見しておるわけでありま。したがって倉石農林大臣も、当然そのような立場で検討されていと思ひますが、どうか。今日まで、責任大臣である倉石さんが国会で一度もこれに対する見解を表明されておられませんか、本日の本委員会を通じて、その所信を明確に、この関連しておる、しかも今日悩んでおる、困つておる人々の前に明らかにしていただきたい、こう思ひます。

○国務大臣(倉石忠雄君) いま申し上げましたように、ニシンの漁業関係者には私からできるだけお話をいたしましたし、閣議後の記者会見でも政府の態度を公表いたしております。きのうの衆議院の決算委員会で公明党の浅井君から御質疑がありました。政府の態度を明確にお答えいたしてお

るとおりでありまして、ただいま、すべて実態を厳密に調査をいたしまして、万遺漏なきを期するようになしたいというところをお答えいたしておる次第であります。

○川村清一君 私のぜひここで明らかにしたいだきたいことは、実態を十分調査して、万全の措置をとりたいというおことばであります。もつと具体的な内容をお聞きしたいわけでありま。先ほど申し上げましたように、政府の代表として保利官房長官、与党・自民党を代表して田中幹事長あるいは鈴木総務会長が記者会見で明らかにしておることは、着業資金に対する損害並びにこの休漁措置による損害、いわば漁業権に対する損害ということも含まれるわけでありま。漁業権といふことになるという、ちよつと幅が広いですが、単にこつと投資した資金に対する損害といふだけではなくて、先の見通しの上に立つてみたときに、この漁業が明年やれるかどうかということもわからないわけでありま。その場合には当然その漁業そのものに対する損害、これに対する補償、こういうものも含まれております。——こういうことを政府並びに与党の首脳は語っておりますが、大臣はそういう内容を極めて具体的に検討されておる、かように私判断して間違いないかどうか、ここをもう一度はっきりしていただきたいと思ひます。

○国務大臣(倉石忠雄君) ほかの人の言っていることを私に聞いておられませんか。わが方、私が当事者でございまして、私が考え方をきめる前に実態の把握をいたさなければならぬので、いまそれを厳重に調査検討をいたさせておる、こういうことでございまして、いま申し上げましたように、今週中には方針を決定したいと、こういうことで一生懸命をやつております。

○川村清一君 また大臣御承知のように、政府の措置が具体的に明確にされない限りニシン漁業は五月十八日を期して強行出漁をすることを漁民大会で決定し、すでに十五日までに稚内、釧路港に

全船集結することを指令しているわけでありま。このように事態はきわめて緊迫しておるわけでございます。したがってこの十八日までに検討された結果、具体策というものを示すことができるのかどうかということが一点。

もう一点は、漁業者の要求しておることは補償金をくれとかいうことに決して重点を置いておるのではないわけでありま。ニシンを取らせてくれというのを要求している。しかもこの漁場におけるこのニシン漁業というものは、政府が試験操業した結果この種の漁業をやれということ政府が指示したのではないのであつて、現在のこの漁業は、この漁業者が非常に苦勞して、あるいは命をかけて開拓した漁業なんです。だから、何とかいまでもどおり漁業をさせてくれというのが願ひなんだ、要求なんだ、ですから、政府は一体、どうしてもこれをやめさせるのかどうか、十八日には強行出漁しようとしておる。これをとめるとするならば納得する具体策を示さなければならぬが、これができるのかどうか、これを明らかにしていただきたい。

○国務大臣(倉石忠雄君) 御指摘のように、これは日本人が苦勞して開拓いたしました漁場でありま。資源論におきましてもわがほうの技術者、科学者と先方の科学者の主張は一致いたしております。私も、わがほうの研究いたしました科学者の意見を尊重いたしたいと思つておりますが、両国関係で意見が折り合いませんでしたことはまことに遺憾千萬であります。

そこで、抱卵ニシンは、先方は御存じのようにあんまり食べておられませんが、わがほうは抱卵ニシンがほしいわけでありま。子を生んで帰ってきたのに対してはあんまり興味を持っておられないのは御存じのとおりであります。したがって、五、六月が禁漁になればその他はごくわずかなものにならざるを得ない、金銭的には、そういうことを考慮いたしまして、私どもといたしましては漁業者にどのようになすべきであるかということとを研究いたしておるわけでありま。とにか

く相手がああいふ国でありますので、強行出漁というふうなことが行なわれることがかりにありといたしますならばどういふ事態が起きないとも限りませんので、その点はひとつ十分お考えをいただいて、今年は強行出漁ということはいらないでいただきたいというのを私どもは情を尽くしてお願いをいたしてはいるわけであります。それにいたしまして先ほど申しましたようにできるだけ急がせまして、今週中にはひとつ方針を出せるように一生懸命で関係省とも協議したり材料を出し合つて調査をいたしております。こういうのが今日たまたまの状態であります。

○川村清一君 それでは大臣、たいへんお忙しいようですから、もう一点だけで大臣に対する質問は打ち切らせていただきますが、いまお話がありましたように抱卵ニシンと産卵してしまつた後のアブラニシンでは価値が全然違つて、抱卵ニシンであればトン三十万から四十万近い。しかしながらアブラニシンになりますというトン三万から五万程度のものでございまして、これではどういふ業者は漁業をやつていけないわけでありまして、この点を十分御認識いただきたい。

最後に申し上げますことは、ニシン漁業は本年は全面禁漁、しかし明年はどうなるか、これは皆目わからないわけでありまして、前途まことに暗い見通ししかございせん。したがつてこの際ニシン漁業を含めてサケ・マス、カニ漁業等北洋漁業の今後のあり方について根本的に話し合いを行ない、日ソ漁業条約そのものについても検討し、北洋漁業の長期安定策を確立すべきでないかと私は思うわけでありまして、そのためには農林大臣が直接訪ソして、ソ連の責任者であるイシコフ漁業相なり、できればコスイギン首相ともお会いしてお互いに率直に言うべきことは言い合つて、この問題解決のために努力すべきでないかと私は思います。大臣は訪ソしてこの問題について話し合うというお考えがあるかどうか。あるとするならばいつごろ訪ソされようとしておられるか。また来年の日ソ漁業委員会が始まるような時期ではもう時

期がお過ぎますので、できるだけ早目に行つて来年以降の問題について十分話すべきでないかと私は思います。大臣の御見解をお伺いして大臣に対する質問はこれで終わります。

○国務大臣(倉石忠雄君) 政府はいずれの国とも親交を厚くしてまいるという基本的な態度であります。ことに日本海を隔てて隣り合つてゐるソ連のことでありまして、いろいろな政治形態等は異なるにいたしましても、ますます文化、人事、経済等の交流を深めてまいりたいというのがわれわれのたてまえであります。先方からい

ても沿岸貿易を初めとしていろいろな交渉がございまして、したがつてこれらを含めて対ソ貿易関係について何か新しいことを考え直すべきではないかという説が出ておるわけでありまして、まだ固まつておるわけではありませんが、政府としてはましてはただいま申し上げましたような方針に基づいて最善の努力をこれから積み重ねてまいりて考えであります。したがつてそういう方針が出来ますまで私が漁業関係だけで訪ソいたすという計画はたまたまのところ持ち合わせておりません。

○川村清一君 それでは長官に若干お尋ねいたします。まずお尋ねしたいことは北洋に出漁してゐるニシン漁船は約二百五十隻程度あると言われておりますが、本年度は出漁準備を全部整えておつたわけでありまして、その準備のために投資した着業準備資金というのはいくらかのうちに、船の建造あるいは買船、設備の整備資金——これには漁具、漁網等も含まれておるわけでありまして、それから乗り組みの手当、船に積み込んだ食糧、燃料等、すべてを含めて総計どのくらいか。これらのことは水産庁はすでに調査されていると思うが、その調査の結果のおおよその数字をお知らせいただきたい。さらに加えてこのニシンによつて依存してゐる加工業者というものが非常に多いわけでありまして、荷揚げをしてカズノコをつくる。しかも最

近は安定した漁業でありました関係上、加工業者はもう設備を近代化したしまして、冷蔵庫をつくらうとかあるいは乾燥機を設置するとかといったようなことで、多額の投資をしておるわけでありまして、で、ことしからニシンが全然来ないというこ

とになれば、この設備も全部むだになるわけでありまして、この加工業者等が投資しておる設備資金、その他資金はどのくらいあるか、これらについて調査されたかどうか、これをお尋ねしたい。

○政府委員(大和田啓氣君) オホーツク海のニシン関係の隻数は二百五十一でございまして、その船がどういふ施設をし、また仕込み資金をどの程度使つておるかということは、北海道庁を通じて目下資料を収集中でございまして、詳細に申し上げますことはもうしばらく御猶予をいただきたいと思ひます。ただ一つの御参考として、オホーツク海ニシン関係で、水揚げ高の統計を申し上げますと、オホーツクニシンは、御承知のように四十年から始まつたもので、四十四年、四十五年と相当急激に伸びてきたわけでございまして、問題になつております抱卵ニシンについて申し上げますと、四十四年が千八百トンで、価格が四億六千万、四十四年が一万四千八百トンで、三十七億、昨

年が三万トンで、七十五億という、それが水揚げでございまして、着業資金、あるいは設備資金等々も、いま申し上げました水揚げ高を中心としてお考えいただくと大体の姿がおわかりいただけるかと思ひます。それからニシンの加工業でございまして、これは私も詳細な資料ではないわけですが、四十四年末の北海道庁の調査によりますと、水産加工業の経営体数が北海道で二千四百二十三でございまして、その中で二千二百九十はどのものがニシンの加工業をやつておるわけでございます。ニシンの加工業をやつておる加工業者は内地にも若干ございまして、青森、岩手、茨城等々に散在をいたしましてその数は大体五十程度でございまして、したがって、全都道府県合算をしまして約千三百四十程度の加工業者がカズノコ、身欠

きニシン等々のことをやつておるわけでございます。それに要します設備の程度等につきましましては、私どもたまたまのところ詳細な資料は持っておりません。

○川村清一君 できるだけ早急に調査されて資料を整えていただかないと、さつき大臣は、今週中に対策を立てて、そうしてこれを提示するといふことを話されておりましたが、いまの時点で長官がそういうふうなことを言われておるのじやないか。十八日にはもう船が出ていく。そういうなまかつちよいいことでは私はいけないと思う。とにかく急いでやつていただきたいと思う。

私も私なりに、北海道で歩くとところは歩いて、漁業協同組合などに行つて調査したわけでありまして、北海道全部でニシンの漁船は百七十六隻であります。このうち御承知のように古平という、これは余市の近くですが、この古平の漁業協同組合所属の船が三十二隻であります。たいへんなものです。そうして漁業協同組合の総水揚げが二十億、ニシンだけで七億であります。それで、その三十二隻の隻数をさらに内訳しますと、九十九トンまでの船が二十四隻、百トンから二百九十一トンまでの船が五隻、三百トン以上の船が三隻、三百トン以上の船になりますと、これは二億以上の投資をしております。ですから、このま

までいくならば、古平の漁業協同組合は倒産です。これははつきりしてゐます。ですから、もう古平漁業協同組合に所属しておる船主あるいは乗組員、それから特に組合の役員などは青くなつてゐます。どうしていいかわからぬといったような状態でございます。こういう点を早急に調査され、まともな対策を立てなければ、たいへんな事態が出てくる。まさか日本とソ連が、合意して調印しておるにかかわらず、日本の船が出漁していったというふうなことになる、まさに日本は無政府状態の国というふうなことになる、国際信用も何もめちやくちやになつてしまふと思つてから、こういう事態を招いた責任は、これ

そこで、重ねてお尋ねしますが、これは前の委員会でも私、お尋ねしておるんですが、本年度の日ソ漁業条約に基づく漁獲の調整は、サケ・マス、ニシン、カニについては、政府・モスクワにおける赤城特使とソ連首脳の交渉において基本線は決定をしてしまった。東京で開かれた条約に基づく正式機関である日ソ漁業委員会は、単なる形式的な機関にすぎないことが結果的には明らかにされたわけであります。このことに対して、水産行政の責任者である大和田水産庁長官はどのような御見解をお持ちですか。

農林大臣が申し上げましたけれども、今週中に成案を得るようというところで、私も鋭意努力をいたしております。それから古平の漁港の問題もよく承知をいたしております。ただ、蛇足でございますけれども、三百トン以上のニシンの漁船は全体で百九ございしますが、そのうちで北転船が八十二、北洋のはえなわが五でございます。許可漁業で、年間、周年通じて漁業はやれるけれども、たまたま五、六月はニシンが有利だからニシンをとるというところで、こういう階層の漁船と、非常にニシンにウェートがかかっておる漁船と、だいぶ今回の措置の影響は違うのではないかというふうに私もは考えておるわけでございます。

五月一日から六月二十五日まで漁獲しないという
そういう具体的な措置を講じたわけでございます
から、私どもその法律のあるいは条約上の問題と
いたしましては、日ソ漁業委員会で今回のニシン
に関する取りきめもやったということになるわけ
でございますけれども、いわば実質的な問題とい
たしまして大筋がモスコできめられたというこ
とは、これはそのとおりであろうと思います。そ
れでたびたび農林大臣も申し上げておるわけで
ございますけれども、今回の経験もございまして、
また北洋漁業をどうするかという根本的な問題が
あるわけでございますので、私ども漁業交渉のあ
り方等につきましては、来年以降の問題に備えて
やはり真剣に検討すべきものというふうに考えて
おるわけでございます。

○川村清一 日ソ漁業のあり方等について根本的に検討すべき時期である、かように考えておるといふことと、日ソ漁業条約そのものについて、は、どうも長官のお話を聞いておると、この条約そのものに手をつけないで条約の運営に今後十分検討すべきであるというふうな御見解を変えておられないように私は受け取れるわけです。私はもうこの際、やはり日ソ漁業条約そのものを廃止するかあるいはこれを改定するかという立場に立って、条約そのものを根本的に検討すべき時期にきておるのではないかどうかという、そういう立場で質問しているのですが、それに対する御見解を明らかにしていただきたいと思います。

もう一つお尋ねしたいことは、ニシン規制については、漁業者にとっては夢にも思わぬきびしい規制であつた。しかもこれは突如として起きてきたことなんです。おそらく政府も全然わからなかつたのではないかと思うのです。そこで私お尋ねしたいのは、日ソ漁業交渉というのは条約に基づいて毎年行なわれる外交折衝なんだと。その外交折衝を全然見通しもないままに外交交渉に入るといふことはまことにまずいやり方ではないか。少なくともその日本とソ連と何か話し合う、日本とアメリカが何か話し合うというときには、この

話し合いが何が議題になるのか、しかも今度の交渉では一番ポイントは何か、どういう問題が出てくるのかということをやはりつかまえて、見通しを持ってその交渉に臨むというのが外交交渉のこれは常道ではないかと私は思うのです。それが全然わかってない。外務省からは駐ソ大使が行ってるわけですね。大使は一体何をしておったのだ。何もわからないままに出ていって、そして交渉が暗礁に乗り上げた。しかもソ連で交渉したのはカニの問題ですね。カニが難航してカニが暗礁に乗り上げた。カニに何も関係のない今度はニシンが飛び出して、産卵ニシンを全面禁漁にしない限りカニの問題は話し合わないというところでもない話が、天から降ったか地からわいたか、突然出てまいった。そしてサケ・マスの漁獲規制もモスコできめてしまった。これもニシンにからませてきめてしまった。こういうことがちつともわからないという外務省の責任なり水産庁の責任は、わからなかったからしかたがないのだということでは済まされないのではないかと思うのです。しかも私どもの立場から勘ぐって言えば、また勘ぐらなくともそれがそのとおりであったのかもしれない。カニの犠牲になった、サケ・マスの犠牲になったと、こう言っても過言ではないのではないかとと思う。

一体ニニの漁業をやつてゐるその業者というのはだれか。大手です。⑬の大洋、日本という大きな大手会社のカニをとるのであつて、沿岸漁民はカニをとる場所というのは二丈岩の付近か三角水域しかないわけです。カニがかりに全面禁止になつても沿岸漁民はそれほどの影響はないわけです。大手には大きな影響がある。しかもカニのかん詰めは大かたこれは輸出品で非常に高いから、日本の普通の庶民はカニのかん詰めなんて食べられないわけです。外貨がうんと入つてきてそれで大きな会社はもうかる。政府はそれを国益ということばで表現して、国益を守るためにというふうに言うかもしれない。もつともカニ漁船でも独航船にはたくさんさんの労働者、漁船乗り組み員が行つ

ていますから、この方々の生活にまあいりる支障があります、大きな影響があります。しかしながらほんとうに沿岸漁民か、大手かということになれば、ニシンは沿岸漁民、カニは大手、こうなつてゐる。この大手の利益を守るために沿岸のニシン漁業は全面禁漁されてしまつた。これが来年はこう、再来年はこう、資源は非常に減つてゐるから三年後、五年後には全面禁漁するというならまだ話はわかる。多額の投資をしてもう船が出る、乗り組む員も雇つて、食糧も積み、油も積み込んで、そして話し合いがついたらすぐあすにでも飛び出す用意のところでだめだと言う。これじゃあ沿岸漁民にしたら泣いても泣き切れないでしょう。農業の立場から考えてみたらどうですか。苗しろにはもう苗ができた、水田も田植えできるばかりに準備された、さあ苗を持っていつて田植えをしようとした寸前、その田植えはいかぬということになつたのと同じじゃないですか。ですからニシンはそういう大手のカニ漁業とか、あるいはサケ・マス漁業の犠牲にされたのだと言つて漁民の方々が怒りをぶちまけておる。私もまたそうだと思います。これに対して水産庁長官としてはどうお思いですか、御見解をひとつお尋ねしたい。

○政府委員(大和田啓吉君)　まず第一の条約改正の問題でございますが、私は条約の条文をつま

びらかにいたしました。条約自体の問題よりも、やはり交渉のあり方の問題であらうと思います。

それからオホーツクの抱卵ニシンの全面禁漁について、ソ連の腹が読めなかったのかというお尋ねでございますけれども、これはよく御承知のことと思いますけれども、昨年モソ連はオホーツク海の抱卵ニシンの全面禁漁を強く言ったのです。

最終的な折衝で五十八度三十分以北、五月一日ないし五月十五日の休漁ということで話がついた。

ことしも実は漁業交渉やる前からオホーツクニシン——抱卵ニシン、産卵ニシンの禁漁についてはソ連から私どもにずいぶん折衝がございまして、私どももソ連の意図はよく承知いたしておりますけれども、しかしソ連がそういう意図を持ってい

るからといってそれに全面的に同調することはできませんので、しばしばソ連に反論し、また絶対困るというところで長いこともあったわけでございます。したがって、日ソ漁業委員会の土俵の中では昨年度の休漁措置よりもこちらがある程度譲歩する形でまとめる可能性があるように見えた時期があったわけでございますけれども、オホーツク産卵ニシンの禁漁という点については、東京に来て日ソ漁業委員の人たちよりも、むしろ本国のコシイギン首相なりあるいはイシヨフ漁業大臣の意思が絶対的に強いということで、私もはなはだ不本意でございますけれども、こういう結果になったわけでございます。したがって、ソ連が非常に強い意思がここにあったことを私も決して知らなかったわけでございます。そして、それに対する十分の措置を講じなかったわけではございませんが、はなはだ遺憾ながら結果としてそういうことになったわけでございます。それ以外にソ連としてはたとえばサケ・マスで言えば、日本海の沿海州で禁漁区をつくるという案も非常に強く出ましたけれども、それは撤回させましたし、それからカムチャツカ半島の東南等について非常に広い範囲の休漁区の設定もソ連が非常に強く主張しましたけれども、それも撤回をいたさせたわけで、交渉でございますから、私ども、相手の出方は十分承知し、それに対応をしながら、オホーツクの問題につきましてははなはだ残念な結果を招来したということでございます。

思います。これは相手の出方はいかにカニに引つけての話ですから、ニシン漁民がカニのために犠牲になったというふうに思われるわけで、私も、漁民代表の人たちにもずいぶん事の経過を詳しく説明したけれども、理屈としてはわかってもらって感荷が許さないとこのようにございいます。私は無理からぬことだと思っておりますけれども、私も、私どもとしても、カニは主として大企業でございます。大企業を生かすために中小漁業のニシンを捨てるといふことはこれは、私どもの心情としてもあり得ないわけで、ニシンの全面禁漁をできるだけ回避するために赤城特使をずいぶんわづらわして、最後の最後まで、メーデーの前夜祭の三十日の夜中過ぎまで赤城特使とイシヨフ漁業大臣の接触が続きましてはまさにニシンの全面禁漁をできるだけ回避するといふことをこちら側が強く強く主張したから、私ども、結果としてははなはだ残念な事態を招きまして、そのためにこれに対する対策を十分講ずるつもりで現在検討いたしておるわけでございますので、全体の姿をひとつ御了承いただきたいと思います。

○川村清一君 あと一、二分で終わりたいと思いますが、ただいまの長官のそういうような御説明であるならば、ソ連がこのニシン漁業に対してどういう態度でこしは出てくるかということ、もう去年、こしへの傾向からはつきりわかっているわけでありまして、そうならば、こしともニシン漁業そのものに対してはやはり水産庁としては的確な漁業調整行政がなされてしかるべきではなかったかと、当然すべきでなかったかと思うわけでありまして、しかし、ニシン漁業に対する長期展望に立つた計画的な行政というものは何にもされておらない。そして、漁船の漁獲努力は野方図のままに許可をし、ある意味においては、ソ連から指摘されるように日本漁船は乱獲しておると言われるようなそういう秩序のないような行政をやっておいて、そして今日このような危機というものを招いた。これは、私は水産庁の責任だと指摘せざるを得ないわけですね。

毎年の日ソ漁業委員会においてソ連側は、資源が減つておる、減つておるということを指摘しておるわけですね。日本側のはうは、資源は減つておらないといふことを主張しておるわけですね。そして科学小委員会における議論というものは常に平行線をたどつておつて結論は出ない。しかしながら常識的に考えていけば資源が減つてくることは当然なんです。ある意味においては、私がこういふことを言えば漁業者には問題があるかもしれないが、その規制の幅はこれは問題がありますが、いづれにいたしましても日ソ漁業条約というものが存在して、北洋におけるサケ・マスの漁獲量というものを規制してきたから今日なお資源が存在しておるのであつて、これを全く野方図に野放しにしておつたおつたならば、はたして今日の資源の存在があるかどうかといふことは私は問題があると思う。同じように、ニシンについても、日本政府は何らかの調整行政というものを自主的にやるべきであつたのではないかと、それをやらなかった。そして今日ある漁獲量という状態に追い込んでしまった、この点はいま責めてもこれほどどうにもしようがありませんが、今後の問題として水産庁は十分反省し、検討すべき事項ではないかと私は思いますが、長官の御見解はどうですか。

○政府委員(大和田啓吉君) お話は実によくわかるわけでありまして、私どもの立場もひとつ御了承いただきたことは、かりにニシンについて日本側が弱気の線を出してニシンの減船をいきなりする、あるいは漁期を短くするといふことを、かりに事前に何らかの措置をとりますと、相手方に細大漏らさずニュースが流れておるわけでございますから、私どもが知つてはくれないと思うニュースもはなはだ克明に先方に流れておるわけでございますから、交渉の前にあらかじめこちらが自制するということと交渉に臨みますと必らずそれにかぶせられるというのがいまままでの例でございます。確かに結果論としてみますと、御指摘のよう

に、事前に手を打てばそれだけ損害が少ないわけでございますから、それは賢明のようでございますけれども、私どもの日ソ漁業交渉のいままでの経験から申し上げますと、弱味を見せるというところから申し上げても、なかなか交渉の相手方として手ごわい人々でありますから、こちらがあらかじめ手の内を見せて漁を差し控えるという形で交渉に臨んでいい結果が生まれるということこれはもまたなかなかないといふことでございいます。これはどうもはなはだこころで申し上げたいことと恐縮でございますけれども、確かに御指摘の点は私もよくわかります。できるならばそういうふうによつたほうが望ましいのであります。交渉の内容からいってそういうふうにはまいらないといふことがほんとうのところでございます。

○川村清一君 それじゃ最後の質問で、これで終わりますが、長官のおっしゃつておることは私もよくわかるわけでありまして。私も野党の議員でありますけれども、知つておることをみんなここでしゃべつておらないわけですね。たとえばサケ・マス漁業の問題についてもずいぶん言いたいこともありますけれども、こころでそれを言いますと、これは全部知れてしましますから、私もやっぱり国益を守るといふ立場から言いたいことも言わないうで十分考えていただきます。しかし、この点は長官として十分考えていただきます。

これはまあサケ・マス、ニシン、カニは漁業条約にきめられておる漁種でございますからあれがありまして、しかし内政上の問題で国内行政でできる問題としてスケトウダラがあります。しかしスケトウダラについても、現在までの水産行政を見てみると、これは無鉄砲過ぎると思ふんです。一体、北転船を何隻水産庁は許可しておるか、それから母船式のスケトウ漁船というものは何隻出ていて、年間一体どのくらいの量をとつておるか。まあ、スケソウという魚は無尽蔵にあつて、とつてもとつても尽きないものと、こう言われておるようでございますが、しかし現在ではもう非常

に漁獲され、水揚げされておる魚の体型というものは小さくなってきておる。この小さくなっておるということはやはり資源も大きく減ってきておるのではないかと、いふうちに常識的に考へるわけです、そうしますと、現在日本の水産生産に對して大きなウェイトを占めておる北洋のスケトウダラというものが、まあ近い将来にまたニシンと同じようなこういう状態になるのではないかと、これを私は心配しておるわけです。ですから、これらの問題は国内行政としてできる問題ですから、大手会社やなんかの圧力があるというところを唯々諸々として聞くのではなくして、もっと日本全体の漁業、日本将来の漁業という立場から十分検討して、無制限に許可するなというところは十分規制してもらいたいということを私は望みます。

そしてもう一点私は心から願いたいことは、この水産の試験研究のことなんです。もっと試験研究に對して金を出して、予算を増額して十分な資源の試験調査等をして、万人がこれを認め、納得できるようなデータをつくっていただきたいんです。日ソの漁業委員会において、向こうは資源は減つておると言ひ、こつちは減つておらないと言ひ、減つておらないというこちらのデータというもの、ほんとうにこれを納得させることができないようなデータを出しているのではないかと、いふうちに私は考へる。それからいろいろ漁船経営者などに會つて聞いてみるのですが、この間の水産資源開発法案審議のときも私申し上げましたが、資源の調査などというところは政府自身直接やっていた方がいいです。民間に委託をして調査をさせる、それをデータにしている、これではほんとうに客観的なデータとはならないと思うのです。ですから、政府が直接北洋におけるこういうサケ・マスあるいはニシン、スケトウダラ、こういう大事な漁業についてはもっともつと政府自身が金を出し、政府の責任でひとつやってみてほしい、ということをお願い申し上げるわけですが、これに對する御答弁をお伺ひして私の質問は終わりますが、とにかく今週中に大臣

はニシンの問題についての対策案、具体的な対策を打ち立てるということをお約束しておるわけですが、いまさら、ぜひそれが実現しますように精力的に作業を進めていただきたいということを申し上げて質問を終わります。

○政府委員(大和田啓吉君) 試験研究あるいは海洋の資源調査の充実につきましては、私ども真剣に今後取り組むつもりでございます。

それからニシンの禁漁の緊急対策につきましては、今週中に成案を得るようにつて努力をいたすつもりでございます。

○委員長(河口陽一君) 本件に對する質疑はこの程度にとどめ、本日はこれにて散會いたします。午後一時三十四分散會

五月七日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、農村地域工業導入促進法案

農村地域工業導入促進法案

農村地域工業導入促進法

(目的)

第一条 この法律は、農村地域への工業の導入を積極的かつ計画的に促進するとともに農業従事者がその希望及び能力に従つてその導入される工業に就業することを促進するための措置を講じ、並びにこれらの措置と相まつて農業構造の改善を促進するための措置を講ずることにより、農業と工業との均衡ある発展を図るとともに、雇用構造の高度化に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「農村地域」とは、次に掲げる市町村の区域(新産業都市建設促進法(昭和三十七年法律第百十七号)第三条第四項の規定により指定された新産業都市の区域及び工

業整備特別地域整備促進法(昭和三十九年法律第百四十六号)第二条第一項に規定する工業整備特別地域並びにこれらの区域に類する工業開発区域で政令で定めるもの、大都市及びその周辺の地域で政令で定めるもの並びにその人口が政令で定める規模以上である市の区域のうち、政令で定める要件に該当するものを除く)をいう。

一 農業振興地域の整備に関する法律(昭和四十四年法律第五十八号)第六条第一項の規定により指定された農業振興地域又は同法第四条第一項の農業振興地域整備基本方針において農業振興地域として指定することを相当とする地域として定められた地域の区域の全部又は一部がその区域内にある市町村

二 前号に掲げる市町村以外の市町村であつて、山村振興法(昭和四十四年法律第六十四号)第七条第一項の規定により指定された振興山村の区域の全部又は一部がその区域内にあるもの

三 前二号に掲げる市町村以外の市町村であつて、過疎地域対策緊急措置法(昭和四十五年法律第三十一号)第二条第一項に規定する過疎地域をその区域とするもの

(農村地域工業導入基本方針)
第三条 主務大臣は、農村地域への工業の導入に関する基本方針(以下「基本方針」という)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 農村地域への工業の導入の目標

二 農村地域に導入される工業への農業従事者(その家族を含む。以下同じ。)の就業の目標

三 農村地域への工業の導入と相まつて促進すべき農業構造の改善に関する目標

四 前三号の目標を達成するために必要な事業の実施に関する事項

五 その他農村地域への工業の導入に関する重要な事項

要事項

3 主務大臣は、経済事情の変動その他情勢の推移により必要が生じたときは、基本方針を変更するものとする。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、関係行政機関の長に協議しなければならない。

5 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(農村地域工業導入基本計画)
第四条 都道府県知事は、当該都道府県における農村地域への工業の導入に関する基本計画(以下「基本計画」という)を定めることができる。

2 基本計画においては、都道府県の区域又は自然的経済的社会的諸条件を考慮して都道府県の区域を分けて定める区域ごとに、次に掲げる事項の大纲を定めるものとする。

一 導入すべき工業の業種その他農村地域への工業の導入の目標

二 農村地域に導入される工業への農業従事者の就業の目標

三 農村地域への工業の導入と相まつて促進すべき農業構造の改善に関する目標

四 農村地域への工業の導入に伴う工場用地(工場の附帯施設の用に供する土地を含む。以下同じ。)と農用地等(農業振興地域の整備に関する法律第三条に規定する農用地等をいう。以下同じ。)との利用の調整に関する方針

五 工場用地その他の施設の整備に関する事項

六 労働力の需給の調整及び農業従事者の工業への就業の円滑化に関する事項

七 農村地域への工業の導入と相まつて農業構造の改善を促進するために必要な農業生産の基盤の整備及び開発その他の事業に関する事項

八 農村地域への工業の導入に伴う公害の防止に関する事項

九 その他必要な事項

3 基本計画は、基本方針に即するとともに、国土総合開発計画、首都圏整備計画、近畿圏整備計画、中部圏開発整備計画、北海道総合開発計画、新産業都市建設基本計画、工業整備特別地域整備基本計画、山村振興計画、農業振興地域整備計画、過疎地域振興計画その他法律の規定による地域振興に関する計画及び道路、鉄道等の施設に関する国の計画並びに都市計画との調和が保たれたものでなければならぬ。

4 都道府県知事は、基本計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、主務大臣に協議しななければならない。この場合において、主務大臣は、当該協議に応じようとするときは、関係行政機関の長に協議するものとする。

5 都道府県知事は、基本計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しななければならない。

(農村地域工業導入実施計画)

第五條 都道府県又は市町村は、次に掲げる要件に該当する場合には、農村地域内の一定の地区を定め、当該地区への工業の導入に関する実施計画（以下「実施計画」という。）を定めることができる。ただし、すでに他の実施計画が定められている地区については、この限りでない。

一 その地区に工業を導入することによりその周辺の農村地域における農業従事者が当該工業に相当数就業することが見込まれること。

二 その地区への工業の導入と相まつてその周辺の農村地域における農業構造の改善を図ることが必要であると認められること。

三 都道府県が定める実施計画にあつては、当該実施計画に係る地区が、地形、地質その他の自然条件及び用水事情、輸送条件その他の立地条件からみて、その地区への工業の導入を促進することにより、当該地区を拠点としてその周辺の農村地域への工業の導入が促進されると認められるものであつて、政令で定める基準に適合するものであること。

四 市町村が定める実施計画にあつては、当該実施計画に係る地区に立地することが適当な工業を導入することにより、その周辺の農村地域における農用地等の保有及び利用の状況、農業就業人口その他の農業経営に関する基本的条件の現況等からみて、当該農村地域における農地保有の合理化が図られると見込まれること。

2 実施計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 工業を導入すべき地区（以下「工業導入地区」という。）の区域

二 導入すべき工業の業種及びその規模

三 導入される工業への農業従事者の就業の目標

四 工業の導入と相まつて促進すべき農業構造の改善に関する目標

五 工業の導入に伴う工場用地と農用地等との利用の調整に関する事項

六 工場用地その他の施設の整備に関する事項

七 労働力の需給の調整及び農業従事者の工業への就業の円滑化に関する事項

八 工業の導入と相まつて農業構造の改善を促進するために必要な農業生産の基盤の整備及び開発その他の事業に関する事項

九 工業の導入に伴う公害の防止に関する事項

十 その他必要な事項

3 実施計画は、基本計画の内容に即するとともに、前条第三項に規定する計画との調和が保たれたものでなければならない。

4 市町村が定める実施計画は、当該市町村の議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想に即するものでなければならない。

5 都道府県が実施計画を定める場合における工業導入地区の選定については、工場立地の調査等に関する法律（昭和三十四年法律第二十四号）第二条の規定による工場適地の調査の成果を参酌しなければならない。

6 都道府県は、実施計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、関係市町村の意見をきかなければならない。

7 市町村は、実施計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、都道府県知事に協議しななければならない。

8 都道府県又は市町村は、実施計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、その概要を公表するとともに、都道府県に於ては主務大臣及び関係市町村に、市町村に於ては都道府県知事を經由して主務大臣に、実施計画書（実施計画を変更した場合にあつては、当該変更後の実施計画書。以下同じ。）の写しを送付しなければならない。

9 主務大臣は、前項の規定により実施計画書の写しの送付があつた場合においては、その内容を関係行政機関の長に通知しなければならない。この場合において、関係行政機関の長は、主務大臣に対し、当該実施計画に關し意見を述べることができる。

10 過疎地域対策緊急措置法第二条第一項に規定する過疎地域の区域内の一定の地区を定めて、これにつき実施計画を定め、又はこれを変更した場合においては、当該実施計画（実施計画を変更した場合にあつては、当該変更後の実施計画。以下この項において同じ。）が同法第五条第一項の振興方針に適合するものであるときは、都道府県又は市町村は、当該実施計画を、それぞれ、同法第六条第五項の都道府県計画又は同条第一項の市町村計画の内容の一部とすることができる。ただし、市町村計画の内容の一部とする場合にあつては、当該市町村の議会の議決を経なければならない。

11 都道府県又は市町村が前項の規定により過疎地域対策緊急措置法第六条第五項の都道府県計画又は同条第一項の市町村計画を変更した場合における同条の規定の適用については、同条第七項において準用する同条第四項中「これを提出し」とあるのは「その旨を報告し」と、同条

第七項において準用する同条第五項中「これを自治大臣に提出する」とあるのは「その旨を自治大臣に報告する」と、同条第七項において準用する同条第六項中「この提出があつた場合においては、ただちに、その内容」とあるのは「これを變更した旨の報告があつた場合においては、ただちに、その旨」とする。

(基本計画及び実施計画の作成のための援助)

第六條 国は都道府県及び市町村に対し、都道府県は市町村に対し、それぞれ、基本計画又は実施計画の作成のために必要な助言、指導その他の援助を行なうように努めなければならない。

(農用地等の譲渡に係る所得税の軽減)

第七條 個人がその所有する工業導入地区内の農用地等（農用地等の上存する権利を含む。）を、実施計画で定める工場用地の用に供するため譲渡した場合においては、租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号）の定めるところにより、その譲渡に係る所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第三十三条第一項に規定する譲渡所得についての所得税を軽減する。

(事業用資産の買換えの場合の課税の特例)

第八條 農村地域以外の地域にある事業用資産を譲渡して工業導入地区内において製造の事業の用に供する事業用資産を取得した場合においては、租税特別措置法の定めるところにより、特定の事業用資産の買換えの場合の課税の特例の適用があるものとする。

(減価償却の特例)

第九條 工業導入地区内において製造の事業の用に供する設備を新設し、又は増設した者がある場合には、当該新設又は増設に伴い新たに取得し、又は製作し、若しくは建設した機械及び装置並びに工場用の建物及びその附属設備については、租税特別措置法の定めるところにより、特別償却を行なうことができる。

(地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置)

第十條 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第六条の規定により、地方公共団体が、

工業導入地区のうち政令で定める地区内において製造の事業の用に供する設備を新設し、又は増設した者について、その事業に対する事業税、その事業に係る工場用の建物若しくはその敷地である土地の取得に対する不動産取得税若しくはその事業に係る機械及び装置若しくはその事業に係る工場用の建物若しくはその敷地である土地に対する固定資産税を課せなかつた場合又はこれらの地方税に係る不均一の課税をした場合において、これらの措置が政令で定める場合に該当するものと認められるときは、地方交付税法(昭和二十五年法律第二百一十一号)第十四条の規定による当該地方公共団体の各年度における基準財政収入額は、同条の規定にかかわらず、自治省令で定める方法によつて算定した当該地方公共団体の当該各年度分の減収額(事業税又は固定資産税に関するこれらの措置による減収額にあつては、これらの措置がされた最初の年度以降三箇年度におけるものに限る。)について同条の規定により当該地方公共団体の当該各年度における基準財政収入額に算入される額に相当する額を同条の規定による当該地方公共団体の当該各年度(これらの措置が自治省令で定める日以後において行なわれたときは、当該減収額について当該各年度の翌年度)における基準財政収入額となるべき額から控除した額とする。

(資金の確保等)

第十一條 国及び地方公共団体は、工業導入地区内において製造の事業の用に供する施設で実施計画に適合するものの整備につき、必要な資金の確保その他の援助に努めなければならない。

(地方債についての配慮)

第十二條 地方公共団体が実施計画を達成するために必要な工場用地の造成その他の事業に要する経費に充てるために起こす地方債については、法令の範囲内において、資金事情及び当該地方公共団体の財政状況が許す限り、適切な配慮をするものとする。

(農林中央金庫からの資金の貸付け)

第十三條 農林中央金庫は、農林中央金庫法(大正十二年法律第四十二号)第十五条第一項の規定にかかわらず、業務上の余裕金をもつて、工業導入地区内において製造の事業の用に供する施設で実施計画に適合するものを新設し若しくは増設する者又は工業導入地区内において実施計画で定める工場用地を取得し若しくは造成する営利を目的とし法人に対し、農林大臣及び大蔵大臣の認可を受けて、償還期限が十年以内の貸付けを行なうことができる。

(施設の整備)

第十四條 国及び地方公共団体は、実施計画で定める農村地域への工業の導入を促進するため、工場用地、道路、工業用水道及び通信運輸施設の整備の促進に努めなければならない。

(職業紹介の充実等)

第十五條 国は、実施計画で定めるところに従い導入される工業に農業従事者が円滑に就業することを促進するため、関係団体の協力を得て、雇用情報の提供、職業指導及び職業紹介の充実等必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(国及び地方公共団体は、実施計画で定めるところに従い導入される工業に農業従事者が円滑に就業することを促進するため、職業訓練(作業環境に適應させる訓練を含む)の実施、職業転換給付金(雇用対策法(昭和四十一年法律第三十二号)第十三条の職業転換給付金をいう。)の支給等必要な措置を講ずるよう努めなければならない。)

(農業構造改善の促進)

第十六條 国及び地方公共団体は、実施計画で定める農業構造の改善を促進するため、農業生産の基盤の整備及び開発、農業経営の近代化のための施設の整備等の事業の推進に努めなければならない。

(農地法等による処分についての配慮)

第十七條 国の行政機関の長又は都道府県知事は、土地を実施計画で定める用途に供するため農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)その他の法律の規定による許可その他の処分を求められたときは、当該実施計画で定める農村地域への工業の導入が促進されるよう配慮するものとする。

第十八條 この法律において主務大臣は、農林大臣、通商産業大臣及び労働大臣とする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

五月七日日本委員会に左の案件を付託された。

一、狩猟者団体法制定に関する請願(第二九七七号)(第二九七八号)(第二九八五号)(第二九八七号)(第二九八六号)(第三〇二四号)(第三〇四六号)

一、国有林野の活用に関する法律案の成立促進に関する請願(第三〇三三三号)

第二九七七号 昭和四十六年四月二十三日受理
狩猟者団体法制定に関する請願
請願者 大分県中津市京町一、五二九 村上竜紀外二十七名
紹介議員 後藤 義隆君
この請願の趣旨は、第二八三五号と同じである。

第二九七八号 昭和四十六年四月二十三日受理
狩猟者団体法制定に関する請願
請願者 群馬県安中市原市一ノ一ノ二四 群馬県親友会安中支部内 半田栄一外百七十九名
紹介議員 丸茂 重貞君
この請願の趣旨は、第二八三五号と同じである。

第二九八五号 昭和四十六年四月二十三日受理
狩猟者団体法制定に関する請願
請願者 山形県東田川郡羽黒町手向字百々

請願者 静岡県磐田郡水窪町奥領家四、二 一八 下平寛治外十三名
紹介議員 栗原 祐幸君
この請願の趣旨は、第二八三五号と同じである。

第二九八七号 昭和四十六年四月二十三日受理
狩猟者団体法制定に関する請願
請願者 鳥取県日野郡日野町舟場七二 大 下勲雄外九名
紹介議員 西村 尚治君
この請願の趣旨は、第二八三五号と同じである。

第二九八六号 昭和四十六年四月二十四日受理
狩猟者団体法制定に関する請願
請願者 群馬県群馬郡箕郷町柏木沢二、一 六八 青山寛治外九名
紹介議員 丸茂 重貞君
この請願の趣旨は、第二八三五号と同じである。

第三〇二四号 昭和四十六年四月二十六日受理
狩猟者団体法制定に関する請願(十三通)
請願者 三重県四日市市中部二ノ五 錦 安吉外三百二十七名
紹介議員 斎藤 昇君
この請願の趣旨は、第二八三五号と同じである。

第三〇四六号 昭和四十六年四月二十七日受理
狩猟者団体法制定に関する請願
請願者 群馬県沼田市東原新町一、九四九 利根沼田親友会内 相沢初太郎外 十名
紹介議員 佐田 一郎君
この請願の趣旨は、第二八三五号と同じである。

第三〇三三三号 昭和四十六年四月二十七日受理
国有林野の活用に関する法律案の成立促進に関する請願
請願者 山形県東田川郡羽黒町手向字百々

請願者 山形県東田川郡羽黒町手向字百々

請願者 山形県東田川郡羽黒町手向字百々

請願者 山形県東田川郡羽黒町手向字百々

請願者 山形県東田川郡羽黒町手向字百々

請願者 山形県東田川郡羽黒町手向字百々

請願者 山形県東田川郡羽黒町手向字百々

請願者 山形県東田川郡羽黒町手向字百々

請願者 山形県東田川郡羽黒町手向字百々

紹介議員 伊藤 五郎君
目木七五 前田克外二百七十八名
この請願の趣旨は、第一一二〇号と同じである。

昭和四十六年五月二十一日印刷

昭和四十六年五月二十二日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局